

令和8年度神奈川県公立高等学校入学者選抜 志願のてびき

全日制の課程・別科

この「志願のてびき」は、令和8年度神奈川県公立高等学校入学者選抜で、全日制の課程・別科に志願する際に必要になる資料の取扱いや手続の流れ等をまとめたものです。
内容をよく確認し、志願の手続等を行ってください。

令和8年度入学者選抜の出願方法について	1
出願サイトによる志願手続の流れ	2
受検料および入学料納付金額一覧	3
一般募集 全日制の課程	
Ⅰ 志願資格と学区	4
Ⅱ 共通選抜(二次募集を除く。)	4
Ⅲ 二次募集	11
連携型中高一貫教育校連携募集	15
海外帰国生徒特別募集	
Ⅰ 海外帰国生徒特別募集(後期募集を除く。)	17
Ⅱ 県立神奈川総合高等学校における後期募集	20
在県外国人等特別募集	21
インクルーシブ教育実践推進校特別募集	
Ⅰ インクルーシブ教育実践推進校特別募集(二次募集を除く。)	24
Ⅱ 二次募集	26
中途退学者募集	28
別科(横浜市立横浜商業高等学校の理容科・美容科)	30
志願資格承認・学区確認	
Ⅰ 志願資格承認について	33
Ⅱ 学区確認について(横浜市立および川崎市立の高等学校)	34
○面接シートまたは学校独自の様式による書類提出が必要な学校について	37
○神奈川県公立高等学校の学費について	38
○神奈川県公立高等学校受検料等減免制度について	38
○神奈川県高等学校奨学金の貸付けについて	39
○神奈川県高校生等奨学給付金について	39
○私立高等学校等の学費支援制度等について	40
○神奈川県教育委員会案内図、横浜市教育委員会案内図、川崎市教育委員会案内図、 問合せ先	裏表紙

令和8年度(全・別)

令和8年度に再編・統合により新たに開校する県立小田原北高等学校の共通選抜の検査は次表のとおり実施します。

新校名(設置場所)	新校の学科名	共通選抜の検査の会場
県立小田原北高等学校 (現：県立小田原城北工業高等学校)	機械科・電気科・建設科・デザイン科	現：県立小田原城北工業高等学校
	普通科(クリエイティブスクール)	現：県立大井高等学校

※ 二次募集を実施する場合、志願の受付および検査等の会場は、現：県立小田原城北工業高等学校となります。

令和8年度入学者選抜の出願方法について

令和8年度入学者選抜において、一般募集(共通選抜(二次募集を除く。))、連携型中高一貫教育校連携募集、特別募集(インクルーシブ教育実践推進校特別募集(二次募集)および海外帰国生徒特別募集(後期募集)を除く。)、中途退学者募集および別科(以下「2月に行う検査」といいます。)は、神奈川県公立高等学校入学者選抜インターネット出願システム(以下「出願サイト」といいます。)による出願となります。

一般募集(共通選抜(二次募集)および定通分割選抜)、インクルーシブ教育実践推進校特別募集(二次募集)および海外帰国生徒特別募集(後期募集)(以下「3月以降に行う検査」といいます。)は、紙の入学願書による出願となります。

■出願方法の違い

本冊子での呼び方	募集	出願方法
2月に行う検査	<ul style="list-style-type: none"> 一般募集(共通選抜(二次募集を除く。)) 連携型中高一貫教育校連携募集 海外帰国生徒特別募集(後期募集を除く。) 在県外国人等特別募集 インクルーシブ教育実践推進校特別募集(二次募集を除く。) 中途退学者募集 別科 	出願サイトによる出願
3月以降に行う検査	<ul style="list-style-type: none"> 一般募集(共通選抜(二次募集)) 一般募集(定通分割選抜) インクルーシブ教育実践推進校特別募集(二次募集) 海外帰国生徒特別募集(後期募集) 	紙の入学願書による出願

■出願サイトの操作方法

本冊子には、出願サイトの詳しい操作方法是掲載していません。

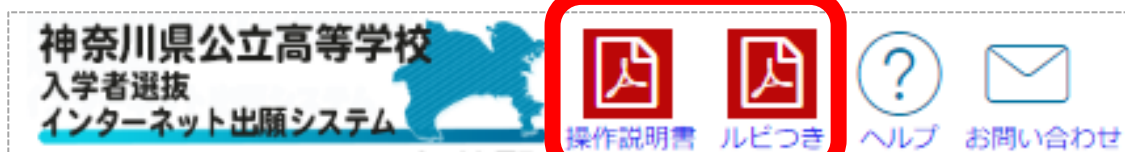
操作方法がわからなくなったときは、「神奈川県公立高等学校入学者選抜インターネット出願システム 志願者用マニュアル」(以下「マニュアル」といいます。)を参照してください。

なお、出願サイトを利用する際の端末や通信にかかる費用は利用者の負担となります。

■マニュアルのダウンロード方法

出願サイトのログイン画面からダウンロードします。

<https://shutsugan.pref.kanagawa.jp/applicant/>



操作説明書をクリックすると、PDFで表示されます。
(ルビつきの操作説明書もあります。)

■ヘルプデスク

出願サイトの操作方法について、マニュアルを見てもわからないときは、次の電話番号にご連絡ください。(ヘルプデスクは、出願サイトの操作方法についての質問にお答えします。)

なお、本冊子の記載内容については、裏表紙の問合せ先にご連絡ください。

電話番号：050-3501-6252 ※おかけ間違いにご注意ください。

期 間：令和7年11月7日(金)～令和8年3月6日(金) 9時～17時

(土、日、休日および年末年始(令和7年12月29日～令和8年1月3日)を除く。)

出願サイトによる志願手続の流れ

はじめに

2月に行う検査では、出願サイトを利用して志願手続をします。
出願サイトによる志願の方法は、次の[A]から[C]に分かれます。

A 県内の国公立中学校を卒業見込み または すでに卒業している人

・神奈川県内にある国立または公立の中学校等（特別支援学校中学部、義務教育学校等を含みます。本冊子や出願サイトでは、まとめて「中学校」といいます。）の場合。

B 県外の国公立中学校 または 私立中学校等を卒業見込み または すでに卒業している人

・Aに該当しない、日本国内にある中学校および海外にある日本人学校の場合。
・私立中学校には、神奈川県内・県外の私立中学校等を含みます。
・県外在住の場合、別途、志願資格承認申請の手続が必要です。（本冊子 P. 33、34）

C 海外現地校等を卒業見込み または すでに卒業している人

・上記A、Bに該当しない場合。
・別途、志願資格承認申請の手続が必要です。（本冊子 P. 33、34）

A、Bは、必ず手続の際に中学校を通します。

Cは、手続の際に中学校を通しません。

A 県内の国公立中学校を卒業見込み または すでに卒業している人

① 志願者アカウント作成（志願者登録申請）

募集期間（令和8年1月23日（金）から）の前までに志願者アカウントを作成しておきましょう。志願者アカウント作成時に志願者基本情報（氏名、住所等）を登録します。また、志願資格承認申請、学区確認申請および特別募集等の志願資格確認の手続をする人は、早めに志願者アカウントの作成が必要です。

※ 日本の中学校を既に卒業している人は、出身中学校に、高等学校等に在籍していないことを証明するもの、本人および保護者（18歳以上の方は本人のみ）の住民票の写し等を提示することで、志願資格があることを確認してもらい、志願者アカウント作成の手続を依頼してください。

② 志願情報作成（下書き）

志願者アカウント作成後、志願先の高等学校を登録（下書き保存）できるようになります。

①で登録した志願者基本情報と②で登録する志願先の高等学校の情報をまとめて「志願情報」といいます。志願情報は、中学校を通じて、志願先の高等学校に送られます。

③ 志願情報申請、受検料納付

（令和8年1月23日（金）午前9時から1月29日（木）正午まで）

募集期間のうち【志願情報申請期間】内に、志願情報の申請（=担任の先生に送る）をします。申請後、速やかに出願サイトから受検料を納付してください。

④ 志願変更情報申請、受検料再納付

（令和8年2月4日（水）午前0時から2月6日（金）正午まで）

志願変更する場合、志願変更期間のうち【志願変更情報申請期間】内に、志願変更手続をします。

担任の先生に志願変更を申し出て、出願サイト上で「志願変更許可」とされると、志願変更が可能となります。志願変更する際の志願情報を「志願変更情報」といいます。受検料は、再納付または差額の納付が必要な場合のみ納付します。

「面接シート」、
「学校独自の様式による提出書類」等は、調査書等提出期間（令和8年2月4日（水）から2月12日（木）まで）に、中学校を通じて高等学校に提出します。

⑤ 受検票印刷（令和8年2月11日(水・休日)午前0時から）

検査前日までに、出願サイトから受検票をダウンロードし、印刷します。
 また、受検票の二次元コードまたは URL からアクセスできる「志願者へのお知らせ」を必ず確認してください。
 ※「志願者へのお知らせ」は、募集期間初日の午前中を目途に、志願先（志願変更したときは、その志願変更先）の高等学校ホームページから確認することができます。

⑥ 検査

検査当日には、必ず印刷した受検票を持参してください。

⑦ 合格発表、入学料納付（令和8年2月27日(金)午前9時から）

出願サイト上で合格発表を行います。
 合格者は、当日の指定された時間に、合格した高等学校で合格通知書の交付を受けます。（受検票持参）
 高等学校で受け取る案内に従い、出願サイトから入学料を納付します。

B 県外の国公立中学校 または 私立中学校等を卒業見込み または すでに卒業している人

在籍または卒業した中学校を通して手続します。

中学校から神奈川県教育委員会(以下「県教育委員会」といいます。)に連絡していただき、中学校用のアカウントを作成する必要があります。詳しいことは、以下の県教育委員会のホームページを参照してください。

中学校用のアカウントを作成した後の手続は、**A**と同じです。

C 海外現地校等を卒業見込み または すでに卒業している人

中学校を通さずに志願手続します。県教育委員会が事前に作成する専用の中学校アカウントを通して志願者アカウントを作成し、手続します。志願者アカウントを作成した後の手続は、**A**と同じですが、**A**の手続のうち、「中学校を通じて」と記載している部分は、省略(スキップ)します。「志願変更許可」および「志願取消許可」については、県教育委員会の窓口で行います。詳細は、志願資格承認申請の際に案内します。併せて、以下の県教育委員会のホームページを参照してください。

「県外・海外・私立等から受検する場合のインターネット出願に係る手続について」
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/kengai-kaigai-shiritsunetshutsugan.html>



受検料および入学料納付金額一覧

納付金額とシステム利用料一覧（単位：円）

課程	収納科目	金額	システム利用料 ※	システム利用料を含んだ納付金額合計 ※
全日制	受検料	2,200	97 253	2,297 2,453
	受検料 (半額免除)	1,100	48 253	1,148 1,353
別科	入学料	5,650	249 253	5,899 5,903
	入学料 (半額免除)	2,825	124 253	2,949 3,078

※上段：クレジットカードで納付する場合のシステム利用料と納付金額合計
 下段：コンビニ、ペイジーで納付する場合のシステム利用料と納付金額合計

一般募集 全日制の課程

I 志願資格と学区

志願資格

神奈川県の公立高等学校(以下「高等学校」といいます。)の全日制の課程に入学を志願するために、平成23年4月1日以前に出生した人で、次表のA欄の①～⑥のいずれかに該当し、かつ、B欄の①・②のいずれかに該当することが必要です。

A	① 中学校もしくはこれに準ずる学校もしくは義務教育学校または中等教育学校の前期課程を卒業または修了した人、または令和8年3月31日までに卒業する見込みまたは修了する見込みの人(ただし、国公立高等学校、高等専門学校および中等教育学校の後期課程(以下「高等学校等」といいます。)に在籍していない人) ② 外国において、学校教育における9年の課程を修了した人、または令和8年3月31日までに修了する見込みの人 ③ 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程があるとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した人、または令和8年3月31日までに修了する見込みの人 ④ 中学校を卒業した人と同等以上の学力があるものとして文部科学大臣が指定した人 ⑤ 就学義務猶予・免除者等に対する中学校卒業程度認定試験により認定証書が授与された人 ⑥ 中学校を卒業した人と同等以上の学力があるものとして高等学校長が認めた人
B	① 本人および保護者(親権者または未成年後見人 <small>を</small> いいます。)の住所が神奈川県内にある人 ② 神奈川県教育委員会教育長 <small>(以下「県教育長」といいます。)</small> の志願の承認を受けた人

注意 上記A欄の②～⑤に該当する人とB欄の①に該当しない人は、B欄②の県教育長の志願の承認を受けることが必要です。志願資格の承認申請の方法等について本冊子 P.33、34 を確認してください。

学区

県立の高等学校 横須賀市立の高等学校	学区はありません。県内のどこからでも志願することができます。
横浜市立の高等学校 川崎市立の高等学校	学区が定められている学校があります。本冊子 P.34～36 の「II 学区確認について(横浜市立および川崎市立の高等学校)」を確認してください。

II 共通選抜(二次募集を除く。)

募集定員

共通選抜の募集人員は、募集定員の100%です。
 令和8年度神奈川県公立高等学校生徒募集定員については、次の県教育委員会のホームページに掲載しています。
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/bosyutei in.html>



志願の範囲

(1) 志願できるのは、一つの高等学校の一つの課程の一つの学科またはコースに限ります。ただし、次の高等学校、学科等については、第2希望の志願ができます。

高等学校	第1希望	第2希望
農業・工業・商業・水産に関する学科をそれぞれ設置している高等学校	農業に関する学科	同じ高等学校の他の農業に関する学科
	工業に関する学科	同じ高等学校の他の工業に関する学科
	商業に関する学科	同じ高等学校の他の商業に関する学科
	水産に関する学科	同じ高等学校の他の水産に関する学科
横浜市立戸塚高等学校	単位制普通科一般コース	単位制普通科音楽コース
	単位制普通科音楽コース	単位制普通科一般コース
県立横浜国際高等学校	単位制国際科(国際バカロレアコースを除く。)	単位制国際科国際バカロレアコース
	単位制国際科国際バカロレアコース	単位制国際科(国際バカロレアコースを除く。)

- (2) 共通選抜(他の課程を含む。)、連携募集、特別募集(他の課程を含む。)、中途退学者募集および別科に、同時に志願することはできません。
 (3) 他の都道府県の全日制の課程の公立高等学校(国立は除く。)を志願した人または志願予定の人は、志願することはできません。

募集期間

募集期間	備考
【志願情報申請期間】 令和8年1月23日(金)午前9時から1月29日(木)正午まで 【中学校長承認期間】 令和8年1月23日(金)午前9時から1月30日(金)正午まで	【志願情報申請期間】 に志願情報を申請し、 【中学校長承認期間】 に中学校の確認および中学校長の承認を受ける必要があります。

※ 募集期間中は、志願取消はできません。

(1) 志願者アカウント作成

- ア **A 県内の国公立中学校** **B 県外の国公立中学校や私立中学校等**の場合は、在籍(卒業)中学校を通して、志願者アカウントを作成します。
- イ **C 海外現地校等**の場合は、中学校を通さずに、県教育委員会が作成する専用の中学校アカウントを通して志願者アカウントを作成します。

(2) 志願情報申請

出願サイトに、作成した志願者アカウントでログインし、志願情報を入力、申請します。

(3) 受検料納付

- ア 出願サイトから、受検料を納付します。納付方法は、クレジットカード、コンビニ払いおよびページーから選べます。必ず保護者と確認の上で、納付手続を行ってください。また、出願サイトから納付する際、別途、システム利用料がかかります。(本冊子P.3を参照)

受検料の金額等は、次表のとおりです。

高等学校の区分	県立	横浜市立	川崎市立	横須賀市立
名称	入学検定料	入学選考手数料	入学選考料	入学検定料
金額	2,200円			

※ 納付した受検料は、原則として返還できません。

- イ 出願サイトからの納付ができない場合は、志願先の高等学校で現金納付することができます。

※ 志願先の高等学校以外で現金納付することはできません。

(4) 中学校の確認および中学校長の承認

中学校の確認および中学校長の承認を受けると、志願情報が志願先の高等学校に提出されます。

(5) 提出書類

次の提出書類は、中学校長から志願先(志願変更したときは、その志願変更先)(以下「志願先」といいます。)の高等学校に提出(郵送または窓口へ直接提出)されます。

- ア 調査書(第11号様式)(中学校長が作成します。)
- イ 面接シート(第14号様式)(提出を求める高等学校に志願する人のみ)
- ウ 学校独自の様式による提出書類(提出を求める高等学校に志願する人のみ)
- エ 長期の欠席を理由とする選抜方法に関する書類(長期の欠席を理由とする選抜方法申請書(第7号様式)、欠席状況証明書(第8号様式:中学校長が作成します。))および長期の欠席を理由とする選抜方法の取扱い申請書(第9号様式))(該当する人のみ)

調査書等の提出期間	受付時間
令和8年2月4日(水)から2月12日(木)まで (土曜日、日曜日および休日を除く。)	午前9時~正午および午後1時~午後4時

※ 調査書は、令和8年4月1日現在で18歳以上の人は不要です。

※ 上記イ、ウの書類が必要な高等学校および様式のダウンロードURLについては、本冊子P.37で確認してください。

※ 県立相模原弥栄高等学校音楽科の特色検査(実技)提出用紙については、提出方法、期間等を高等学校長が別に定めるので、県立相模原弥栄高等学校のホームページを必ず確認してください。

※ 障害やさまざまな支援の必要性から、通常の出検が困難な人は、出検方法について申請することができます。詳しいことは、中学校の先生にご相談ください。

(6) 志願の手続に関する注意点

県立神奈川総合高等学校単位制普通科国際文化コースおよび舞台芸術科において、志願時に申請した出検教科の変更はできません。

- (1) 志願変更期間中1回に限り、志願変更できます。
- (2) どの高等学校へも志願変更できます。
- (3) 全日制・定時制・通信制の異なる課程の間でも志願変更できます。(同じ高等学校の異なる課程へも志願変更できます。)
- (4) 異なる学科等へも志願変更できます。(同じ高等学校の異なる学科等へも志願変更できます。)
- (5) 共通選抜と特別募集の間でも志願変更できます。ただし、特別募集への志願変更の場合、その志願資格を有する人に限ります。
- (6) 第2希望の志願ができる高等学校に志願する際、第2希望の志願をしていなくても、志願変更時に第2希望の志願ができます。

志願変更
の期間

志願変更期間	備考
【志願変更情報申請期間】 令和8年2月4日(水)午前0時から2月6日(金)正午まで 【中学校長承認期間】 令和8年2月4日(水)午前0時から2月9日(月)正午まで	【志願変更情報申請期間】 に志願変更情報 を申請し、 【中学校長承認期間】 に中 学校による確認および中学校長の承認を受 ける必要があります。

志願変更
の手続

- (1) **志願変更許可**
- ア **A 県内の国公立中学校** **B 県外の国公立中学校や私立中学校等**の場合は、在籍(卒業)中学校に志願変更を申し出て、出願サイト上で「志願変更許可」を得ます。
- イ **C 海外現地校等**の場合は、県教育委員会の窓口に志願変更を申し出て、出願サイト上で「志願変更許可」を得ます。
- (2) **志願変更情報申請**
出願サイトから、志願変更情報を入力、申請します。
- (3) **受検料納付(必要な人のみ)**
受検料の再納付または差額の納付が必要な人は、受検料を納付します。納付方法は、志願手続時と同じです。また、出願サイトから納付する際、別途、システム利用料がかかります。
なお、受検料に関する注意点は次のとおりです。
- ア 県立高等学校間、同じ市の市立高等学校間および同じ高等学校内の志願変更では、受検料を再納付する必要はありませんが、それ以外の場合、受検料を再納付する必要があります。
- イ 定時制の課程から全日制の課程および通信制の課程から全日制の課程または定時制の課程へ志願変更する場合には、県立高等学校間、同じ市の市立高等学校間または同じ高等学校内の志願変更であっても、受検料の差額を納付する必要があります。
- ウ 全日制の課程から定時制の課程または通信制の課程および定時制の課程から通信制の課程へ志願変更する場合、受検料の差額は返還しません。
- (4) **中学校の確認および中学校長の承認**
中学校の確認および中学校長の承認を受けると、志願変更情報が志願変更先の高等学校に提出されます。
- (5) **志願変更の手続に関する注意点**
- ア 「志願変更許可」は、志願変更期間前にはできません。
- イ 第2希望の志願変更の手続は、前記(1)~(4)の手続に準じて行います。
- ウ 志願資格確認を受けていない特別募集(海外帰国生徒、在県外国人等)に志願変更する場合は、志願変更期間のうち【志願変更情報申請期間】内に、志願変更情報申請より前に志願変更先の高等学校で志願資格確認の手続をする必要があります。

志願取消

- 志願または志願変更後に、**入学を希望する他の学校の合格が決まった場合は、合格発表の前日(令和8年2月26日(木))正午までに、次の手順により、必ず志願取消をしてください。**
- (1) **A 県内の国公立中学校** **B 県外の国公立中学校や私立中学校等**の場合
- ア 在籍(卒業)中学校に志願取消を申し出て、出願サイト上で「志願取消許可」を得ます。
- イ 出願サイトから志願取消情報を申請し、中学校の確認および中学校長の承認を受けると、志願取消が完了します。
- (2) **C 海外現地校等**の場合
- ア 県教育委員会の窓口に志願取消を申し出て、出願サイト上で「志願取消許可」を得ます。
- イ 出願サイトから志願取消情報を申請すると、志願取消が完了します。

受検票
の印刷

- (1) 志願者は、出願サイトから受検票をダウンロードし、印刷の上で、検査当日に持参します。
- | 印刷可能期間 | 備考 |
|-----------------------|--------------------|
| 令和8年2月11日(水・休日)午前0時から | A4サイズの白紙に印刷してください。 |
- (2) **必ず検査前に、受検票に記載されている二次元コードまたはURLから「志願者へのお知らせ」を確認してください。** 志願先の高等学校ホームページからも確認することができます。

共通選抜
の検査

- (1) **共通選抜で実施する検査について(クリエイティブスクールを除く。)**
- ア **検査の内容および期日**
- 学力検査** 令和8年2月17日(火)
- 特色検査** 令和8年2月17日(火)(学力検査を5教科実施した場合を除く。)
18日(水)、19日(木)または20日(金)
- ※ 特色検査の日時は、「志願者へのお知らせ」に記載されます。
- イ **検査の会場**
志願先の高等学校
- ※ 県立小田原北高等学校の機械科・電気科・建設科・デザイン科の検査の会場は、現：県立小田原城北工業高等学校となります。

ウ 学力検査の教科等・時間割 * 外国語(英語)はリスニングテストを含みます。

時刻	8:50 ～ 9:10	9:20 ～ 10:10	10:25 ～ 11:20	10:30 ～ 11:35	11:40 ～ 12:30	12:30 ～ 13:15	13:20 ～ 14:10	14:25 ～ 15:20	14:30 ～ 15:20		
教科 その他	検査に ついて の注意	外国語 (英語) *	(予鈴)	国語	(予鈴)	数学	(昼食)	(予鈴)	理科	(予鈴)	社会

エ 検査当日に持参するもの

(ア) 学力検査について

受検票、筆記用具※、昼食、上ばき(必要としない学校もあります。)

※ 共通選抜において学力検査を実施する全ての公立高等学校でマークシート方式による解答用紙となっています。

※ 解答用紙への記入は、鉛筆またはシャープペンシルに限りませんが、問題用紙にチェックするためのマーカー等は使用できません。(マークシート方式の解答にあたっては、HBまたはBの黒鉛筆が適しています。また、シャープペンシルを使用する場合は、芯の太さが0.5mm以上のものが適しています。)

(イ) 特色検査について

受検票、筆記用具、上ばき(必要としない学校もあります。)、
志願先の高等学校から指示されたもの

オ 学力検査に関する注意点

(ア) 学力検査は、志願先の高等学校が指定する教科(県立神奈川総合高等学校単位制普通科国際文化コースおよび舞台芸術科においては、事前に申請した受検教科)をすべて受検します。

(イ) 受検する教科以外の検査時間は、指示された場所で待機してください。

(ウ) 携帯電話やスマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末等の情報端末、計算または辞書機能を持つ電子機器、定規、三角定規、コンパス、分度器等は検査会場へ持ち込めません。

(エ) 学力検査当日、大雪等の非常事態により学力検査の実施について変更が予想される場合には、当日の朝(午前6:30以降)に、次によりお知らせしますので、直接確認してください。(変更の有無に関わらずお知らせします。)

・テレビ神奈川(データ放送のdボタン→赤ボタン→県のお知らせ)
・ウェブページ上に掲載
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/oshirase/kensa.html>



(オ) 学力検査中、不測の事態が生じた場合は、検査会場の監督者の指示に従ってください。

なお、外国語(英語)のリスニングテストにおいて放送設備等に不具合があった場合、監督者等の指示でリスニングテストに代わる問題(音声を用いない問題)に切り替えて実施することがあります。

カ 携帯電話等について

学力検査当日は、携帯電話やスマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末等の情報端末を検査会場に持ち込むことは禁止ですが、大雪等への対策で、持ち込む必要がある場合は、事前に保護者から中学校へご相談ください。持ち込むことになった場合は、会場に着いたら電源を切り、氏名、受検番号を記入した封筒(中学校名入り)に入れ、志願先の高等学校の指示に従ってください。

なお、県内国公立中学校に在籍していない人で、大雪等への対策で持ち込む必要がある場合は、志願先の高等学校にご相談ください。

(2) クリエイティブスクールで実施する検査について

ア 検査の内容および期日

特色検査(面接) 令和8年2月17日(火)、18日(水)、19日(木)または20日(金)

特色検査(自己表現検査) 令和8年2月17日(火)、18日(水)、19日(木)または20日(金)

※ 特色検査(面接および自己表現検査)の日時は、「志願者へのお知らせ」に記載されます。

イ 検査の会場

志願先の高等学校

※ 県立小田原北高等学校の普通科(クリエイティブスクール)の検査の会場は、現：県立大井高等学校となります。

ウ 検査当日に持参するもの

受検票、筆記用具、上ばき(必要としない学校もあります。)、
志願先の高等学校から指示されたもの

(1) 追検査の対象となる検査

ア 共通選抜(クリエイティブスクールを除く。)については、**学力検査**の全てです。

イ クリエイティブスクールについては、**特色検査(面接)**です。

※ 追検査の結果は、前記「共通選抜の検査」の結果と同様の取扱いとします。

(2) 追検査の対象となる事由

ア 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等の感染症に罹患した場合

イ 月経随伴症状等の体調不良等の本人に帰責されない身体・健康上の理由の場合

ウ 自然災害や検査会場に向かう途中の事故・事件に巻き込まれた場合

エ 痴漢の被害に遭った場合 等

(3) 受検の手続

ア 追検査の受検を希望する場合、在籍(卒業)中学校に状況を伝えます。

イ 中学校長は、必要事項を記入した追検査受検願(第 28 号様式)を、次の期間に志願先の高等学校に提出します。

(ア) 共通選抜(クリエイティブスクールを除く。)

提出期間	受付時間
令和 8 年 2 月 17 日(火)および 2 月 18 日(水)	2 月 17 日(火)は、午後 1 時～午後 4 時 2 月 18 日(水)は、午前 9 時～正午

(イ) クリエイティブスクール

提出期間	受付時間
令和 8 年 2 月 17 日(火)から 2 月 19 日(木)まで	2 月 17 日(火)は、午後 1 時～午後 4 時 2 月 18 日(水)および 2 月 19 日(木)は、 午前 9 時～正午および午後 1 時～午後 4 時

(4) 受検の手続に関する注意点

ア 在籍(卒業)中学校が県外である等の事由により、提出期間内に追検査受検願(第 28 号様式)の提出ができない場合、志願先の高等学校にご相談ください。

イ 追検査受検願(第 28 号様式)については、次の県教育委員会のホームページからダウンロードし、印刷して利用することもできます。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/jishiyoryo.html>



(5) 追検査の内容および期日

ア 共通選抜(クリエイティブスクールを除く。)

学力検査 令和 8 年 2 月 24 日(火)

イ クリエイティブスクール

特色検査(面接) 令和 8 年 2 月 24 日(火)

(6) 追検査の会場

志願先の高等学校

※ 県立小田原北高等学校の機械科・電気科・建設科・デザイン科の追検査の会場は、現：県立小田原城北工業高等学校となります。

※ 県立小田原北高等学校の普通科(クリエイティブスクール)の追検査の会場は、現：県立大井高等学校となります。

(7) 追検査の教科等・時間割

ア 共通選抜(クリエイティブスクールを除く。) * 外国語(英語)はリスニングテストを含みます。

時刻	9:20 ～ 9:40	9:50 ～ 10:40	10:55 (予鈴)	11:00 ～ 11:50	12:05 (予鈴)	12:10 ～ 13:00	13:00 ～ 13:45	13:45 (予鈴)	13:50 ～ 14:40	14:55 (予鈴)	15:00 ～ 15:50
教科 その他	検査に ついて の注意	外国語 (英語) *		国語		数学	(昼食)		理科		社会

イ クリエイティブスクール

特色検査(面接)の時間は、志願先の高等学校から指示されます。

(8) 追検査当日に持参するもの

ア 共通選抜(クリエイティブスクールを除く。)

受検票、**筆記用具**※、**昼食**、**上ばき(必要としない学校もあります。)**

※ 学力検査はマークシート方式による解答用紙となっています。

※ 解答用紙への記入は、鉛筆またはシャープペンシルに限りますが、問題用紙にチェックするためのマーカー等は使用できます。(マークシート方式の解答にあたっては、HBまたはBの黒鉛筆が適しています。また、シャープペンシルを使用する場合は、芯の太さが0.5mm以上の

ものが適しています。)

イ クリエイティブスクール

受検票、筆記用具、上ばき(必要としない学校もあります。)

志願先の高等学校から指示されたもの

(9) 追検査に関する注意点

ア 学力検査は、志願先の高等学校が指定する教科(県立神奈川総合高等学校単位制普通科国際文化コースおよび舞台芸術科においては、事前に申請した受検教科)をすべて受検します。

イ 受検する教科以外の検査時間は、指示された場所で待機してください。

ウ 携帯電話やスマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末等の情報端末、計算または辞書機能を持つ電子機器、定規、三角定規、コンパス、分度器等は検査会場へ持ち込めません。

エ 検査当日、大雪等の非常事態により学力検査の実施について変更が予想される場合には、当日の朝(午前6:30以降)に、次によりお知らせしますので、直接確認してください。

(変更の有無に関わらずお知らせします。)

・ウェブページ上に掲載

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/oshirase/kensa.html>



オ 学力検査中、不測の事態が生じた場合は、検査会場の監督者の指示に従ってください。

なお、外国語(英語)のリスニングテストにおいて放送設備等に不具合があった場合、監督者等の指示でリスニングテストに代わる問題(音声を用いない問題)に切り替えて実施することがあります。

(10) 携帯電話等について

学力検査当日は、携帯電話やスマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末等の情報端末を検査会場に持ち込むことは禁止ですが、大雪等への対策で、持ち込む必要がある場合は、事前に保護者から中学校へご相談ください。持ち込むことになった場合は、会場に着いたら電源を切り、氏名、受検番号を記入した封筒(中学校名入り)に入れ、志願先の高等学校の指示に従ってください。

なお、県内国公立中学校に在籍していない人で、大雪等への対策で持ち込む必要がある場合は、志願先の高等学校にご相談ください。

共通選抜
の選考方法

(1) 共通選抜における選考の方法(クリエイティブスクールおよび県立横浜国際高等学校を除く。)

ア 第1次選考

不正行為または妨害行為を行った者を除き、次の式により合計値を算出し、上位の者から募集人員の90%まで合格者を決定します。

$$S_1 = (a \times f) + (b \times g)$$

$$S_1 = (a \times f) + (b \times g) + (d \times i) : \text{特色検査を実施した場合}$$

ただし、a、b、d、f、g、iについては、次のとおりである。

a : 調査書の評定(100点換算値)

b : 学力検査の結果(100点換算値)

d : 特色検査の結果(100点換算値)

f、g、i : 各高等学校で定めた係数

イ 資料の整わない者の選考

資料の整わない者については、参考にできる資料を活用して、第1次選考合格者に相当する者であるかを判断し、適正に選考します。

ウ 第2次選考

不正行為または妨害行為を行った者を除き、ア・イで合格となっていない者を対象に、次の式により合計値を算出し、上位の者から募集人員に達するまで合格者を決定します。

$$S_2 = (b \times g) + (c \times h)$$

$$S_2 = (b \times g) + (c \times h) + (d \times i) : \text{特色検査を実施した場合}$$

ただし、c、g、h、iについては、次のとおりである。

c : 調査書の各教科における第3学年の「主体的に学習に取り組む態度」の評価について、評価Aは3点、評価Bは2点、評価Cは1点に換算した結果(100点換算値)

g、h、i : 各高等学校で定めた係数で、第1次選考とは異なる。

また、調査書の各教科における第3学年の「主体的に学習に取り組む態度」の評価を欠く者については、参考にできる資料を活用して適正に選考します。

なお、県立光陵高等学校における連携型中高一貫教育校連携募集において欠員を生じた場合は、その欠員分を加えた数まで同校の合格者を決定します。

(2) クリエイティブスクールの共通選抜における選考の方法

各高等学校が事前に公表した選考基準に基づいて、不正行為または妨害行為を行った者を除き、調査書の観点別学習状況、特色検査(面接および自己表現検査)の結果を資料として、総合的に選考

し、合格者を決定します。また、資料の整わない者については、参考にできる資料を活用して適正に選考します。

(3) 県立横浜国際高等学校の共通選抜における選考の方法

ア 事前に公表した選考基準に基づいて、不正行為または妨害行為を行った者を除き、調査書の評定、学力検査および特色検査の結果を資料として、総合的に選考し、募集人員まで合格者を決定します。また、資料の整わない者については、参考にできる資料を活用して適正に選考します。

なお、第1希望の志願者の選抜について、海外帰国生徒特別募集における国際科国際バカロレアコースにおいて欠員を生じた場合は、その欠員分を加えた数まで同じコースの合格者を決定します。

イ アに従って合格者を決定した上で、国際科国際バカロレアコースの選考において欠員を生じた場合、国際科(国際バカロレアコースを除く。)を第1希望としていながら合格者とならず、かつ、国際科国際バカロレアコースを第2希望とする者の中から、事前に公表した国際科(国際バカロレアコースを除く。)の選考基準の数値の算出方法を用い、総合的に選考し、合格者を決定します。

ウ イに従って合格者を決定した上で、さらに海外帰国生徒特別募集における国際科国際バカロレアコースにおいて欠員がある場合は、その欠員分を加えた数まで同じコースの合格者を決定します。

合格者の発表

(1) 合格者の発表の日時等

合格者の発表の日時・方法	合格通知書の交付の日時・場所	備考
令和8年2月27日(金)午前9時 出願サイト上で確認します。	令和8年2月27日(金)のうち指定された時間 志願先の高等学校	合格通知書の受取には、受検票の提示が必要です。

※ 出願サイトで合格発表を閲覧することができない場合は、志願先の高等学校にて受検票の提示により合否結果通知書を交付します。

(2) 答案の写し等

合格者には学力検査等の得点および教科別の採点結果(「答案の写し」および「問い別採点結果」)を交付します。不合格者には学力検査等の得点および教科別の採点結果(「答案の写し」および「問い別採点結果」)を郵送します。

(3) 合格者の発表に係る手続の注意点

合格通知書および答案の写し等の受取を行うのは本人です。代理人が受取を行う場合は、事前に中学校から志願先の高等学校に連絡した上で、本人確認書類(運転免許証等)を持参してください。代理人が保護者以外の場合、併せて委任状も持参してください。

入学の許可

(1) 入学の許可は、合格者に高等学校長が合格通知書を交付することによって行います。

(2) 志願または選抜のための検査等に際し、不正行為または妨害行為があった場合は、入学を許可しません。また、入学許可後に不正行為または妨害行為が判明した場合は、入学の許可を取り消します。

入学手続

(1) 入学料納付

指定された期日までに、合格した高等学校の案内にしたがって入学料を納付します。納付方法は、受検料の納付方法と同じです。また、出願サイトから納付する際、別途、システム利用料がかかります。(本冊子P.3を参照)

入学料の金額等は、次表のとおりです。

高等学校の区分	県立	横浜市長	川崎市長	横須賀市長
名称	入学料	入学金	入学料	入学金
金額	5,650円			

(2) 誓約書提出

指定された期日までに、誓約書を高等学校に提出します。

注意 指定された期間内に入学手続を行わなかった人は、入学の許可を取り消されることがあります。

その他

(1) 志願者数等については、募集期間の最終日から志願変更期間の最終日まで、毎日、午後7時頃までに各高等学校のホームページで公表予定です。(土曜日および日曜日を除く。)ただし、募集期間および志願変更期間の最終日は、県教育委員会の記者発表後、各高等学校のホームページまたは神奈川県ホームページの「記者発表」よりご覧いただけます。

- (2) 志願者数、合格者等については、電話等による問合せには一切応じません。
- (3) 志願手続についてわからないときは、志願先の高等学校にお問い合わせください。
- (4) 入学者選抜に関する「自分の個人情報」は、個人情報の保護に関する法律に基づき、文書による開示請求をすれば、指定された期日に見ることができます。(ただし、請求しても見ることができないものもあります。)
- (5) 入学者選抜の資料とした合格者(入学を希望する者に限る。)の住所・氏名等の個人情報は、個人情報の保護に関する法律に基づいて、その後の教育活動のために使用することがあります。
- (6) 経済的な理由で支払が困難な方に対し、受検料および入学料の全部または一部を免除する制度があります。詳しいことについては、各高等学校にお問い合わせください。(本冊子P.38を参照)

Ⅲ 二次募集

実施校等
と手続者

- (1) 二次募集は、県立の高等学校については県教育長が、各市立の高等学校についてはそれぞれの市教育長が必要と認めた場合に行います。二次募集の実施校、各種様式については、**共通選抜等の合格発表日(令和8年2月27日(金))以降、次の県教育委員会ホームページに掲載します。**



<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/kanagawa.html>

- (2) 二次募集における**志願、志願変更、志願取消および合格者の発表に係る手続を行うのは本人です。**代理人が手続を行う場合は、事前に中学校から志願先の高等学校に連絡した上で、本人確認書類(運転免許証等)を持参してください。代理人が保護者以外の場合、併せて委任状も持参してください。

志願資格
と学区

(1) 志願資格

本冊子P.4のⅠの「志願資格」に該当し、かつ、**令和8年度入学者選抜における国公私立の高等学校(高等専門学校を含みます。)**または**特別支援学校の合格者になっていない人**が志願することができます。

※ **合格者は、入学手続の有無に関わらず、志願することはできません。**

注意 県教育長の志願資格承認を受けた人は、志願資格承認書の交付等について本冊子P.34を確認してください。

(2) 学区

県内のどこからでも志願することができます。

志願の範囲

- (1) 一般募集共通選抜の「志願の範囲」の(1)に準じます。(本冊子P.4を参照)
- (2) 一般募集共通選抜の二次募集とインクルーシブ教育実践推進校特別募集の二次募集は、同時に志願することはできません。
- (3) 二次募集と定通分割選抜は、両方に志願することができます。

二次募集
の日程

項目	期間	時間等
募集期間 (入学願書等受付)	令和8年3月3日(火) および3月4日(水)	3月3日(火)は、午前9時～正午および 午後1時～午後4時 3月4日(水)は、午前9時～正午
志願変更期間	令和8年3月5日(木) および3月6日(金)	午前9時～正午および 午後1時～午後4時
調査書の 提出期間	令和8年3月3日(火)から 3月9日(月)まで (土曜日および日曜日を除く。)	午前9時～正午および 午後1時～午後4時

※ **募集期間中は、志願取消はできません。**

志願手続

(1) 入学願書提出

募集期間中に、紙による入学願書(第1号様式の1)を志願先の高等学校へ**直接提出**します。**郵送による提出はできません。**

※ 県立小田原北高等学校において実施する場合、入学願書等受付窓口は、現：県立小田原城北工業高等学校となります。

(2) 受検料納付

受検料(2,200円)は、入学願書と併せて志願先の高等学校へ直接現金納付します。

(3) 提出書類

次の提出書類は、入学願書と併せて志願先の高等学校へ直接提出します。

- ア 面接シート(第14号様式)(提出を求める高等学校に志願する人のみ)
- イ 学校独自の様式による提出書類(提出を求める高等学校に志願する人のみ)
- ウ 長期の欠席を理由とする選抜方法に関する書類(長期の欠席を理由とする選抜方法申請書(第7号様式)、欠席状況証明書(第8号様式:中学校長が作成します。))および長期の欠席を理由とする選抜方法の取扱い申請書(第9号様式))(該当する人のみ)
- エ 志願資格承認書(第17号様式)(県教育長から志願資格承認を受けた人(第15号様式による申請の場合)のみ)

※ 障害やさまざまな支援の必要性から、通常の受検が困難な人は、受検方法について申請することができます。詳しいことは、中学校の先生にご相談ください。

(4) 調査書について

調査書は、調査書の提出期間中に、中学校から志願先の高等学校に提出(郵送または窓口へ直接提出)されます。ただし、中学校で厳封したものを、志願時または志願変更時に、志願者が直接提出することもできます。

※ 調査書は、令和8年4月1日現在で18歳以上の人は不要です。

(5) 入学願書記入上の注意(全日制の課程) **二次募集に限る。**

入学願書については、下記を参考にして必要事項をもなく記入の上で、志願者の写真を貼り、中学校長の証明等を受けてください。入学願書に不備があるときは、受け付けることができません。

第1号様式の1 令和8年度 神奈川県公立高等学校

入学願書(全日制の課程)

二次募集

志願先	神奈川県立 ○○	高等学校長	受検番号 ※	<p>学校の浜 長の市 (印) [直]</p>
志願変更先	立	高等学校長	受検番号 ※	

貴校に入学を志願
令和8年 3月 3日

フリガナ **カナガワ タロウ**

氏名 **神奈川 太郎**

生年月日 昭和(平成)23年 1月 1日

現住所 〒231-XXXX
横浜市中区△△-□□

(転居予定先)

連絡先TEL (045) △△△ - □□□□

保護者 氏名 **神奈川 一郎**

現住所 **志願者と同じ**

18歳以上(令和8年4月1日現在)の志願者は、保護者欄への記載を省略することができます。

□募集及び選抜実施要領 §2の1に規定する志願資格を有することを確認した。
(令和8年度入学者選等又は特別支援学校に)

ここに中学校が記入します。

18歳以上(令和8年4月1日現在)の志願者は、保護者欄への記載を省略することができます。

志願資格承認申請書の区分 15号

神奈川県立 ○○ 高等学校

普通科

受検教科 英語・国語・数学

第2希望(記入上の注意4、5又は6で指定された高等学校のみ記入可。)

立 高等学校

受検教科 英語 国語 数学

第2希望(記入上の注意4、5又は6で指定された高等学校のみ記入可。)

科 コース

中学校名

校長氏名

電話

○ 全日制の課程 第2希望記入欄の記入方法について

【第2希望を志願できる高等学校の場合】

※ 入学願書の下「記入上の注意4、5、6」に該当する高等学校の場合

第2希望のコースがある場合は右の図のようにそのコースを記入します。

第2希望の学科がある場合は右の図のようにその学科を記入します。

第2希望として、他のコース(または学科)を希望しない場合は右図のように、右下がりの斜線を引いてください。

【第2希望を志願できない高等学校の場合】

※ 入学願書の下「記入上の注意4、5、6」に該当しなければ何も記入しません。

右の図のように、何も記入せず、空欄のままにします。

フリガナ **カナガワ タロウ**

氏名 **神奈川 太郎**

神奈川県立 ○○ 高等学校

普通科

第2希望

立 高等学校

受検教科 英語・国語・数学

第2希望

(備考) ※印刷は記入しないこと。
※印は記入上の注意4、5又は6で指定した高等学校のみ記入可。
(受検の注意)
1. 検査の日時
共通選抜二次募集(日時が入ります。)
学力検査 3月10日(火) 9時
(クリエイティブスクールを除く。)
特色検査 [

志願変更
の範囲

- (1) 志願変更期間中1回に限り、志願変更できます。
- (2) 一般募集共通選抜およびインクルーシブ教育実践推進校特別募集において、二次募集を実施しているどの高等学校へも志願変更できます。ただし、インクルーシブ教育実践推進校特別募集への志願変更の場合、その志願資格を有する人に限ります。
- (3) 全日制・定時制(夜間以外)の異なる課程の間でも志願変更できます。(同じ高等学校の異なる課程へも志願変更できます。)
- (4) 異なる学科等へも志願変更できます。(同じ高等学校の異なる学科等へも志願変更できます。)
- (5) 第2希望の志願ができる高等学校に志願する際、第2希望の志願をしていなくても、志願変更時に第2希望の志願ができます。

志願変更
の
手続

(1) 事前準備

志願変更願(第13号様式:各中学校に用紙があります。)に必要事項を記入し、中学校長の確認印を受けます。

(2) 志願変更前の高等学校での手続

ア 志願変更願と受検票を、志願変更前の高等学校へ**直接提出**します。

イ 入学願書等、必要な書類の返還を受けます。

ウ その場で、返還を受けた入学願書および受検票の志願先の高等学校名等を斜線で消し、志願変更先欄等に記入した後、高等学校の確認を受け、志願変更願(写し)を受け取ります。

(3) 志願変更先の高等学校での手続

ア 入学願書、受検票、志願変更願(写し)等を志願変更先の高等学校へ**直接提出**します。

イ 受検料の再納付または差額の納付が必要な人は、志願変更先の高等学校へ直接現金納付します。

(4) 志願変更の手続に関する注意点

ア 郵送による志願変更の手続はできません。

イ 受検料に関する注意は、一般募集共通選抜に準じます。(本冊子P.6を参照)

ウ 課程や募集を変更する場合は、新たに志願変更先の課程や募集の入学願書を用意する必要があります。

エ 志願変更先の高等学校において、面接シート(第14号様式)または学校独自の様式による提出書類を求める場合は、新たに用意したものを提出します。

オ インクルーシブ教育実践推進校特別募集への志願変更の場合は、新たに用意したインクルーシブ教育実践推進校特別募集面接シート(第33号様式)およびインクルーシブ教育実践推進校特別募集志願資格確認書(第34号様式)を提出します。

カ 第2希望の志願変更の手続は、前記(1)~(3)の手続に準じて行います。

志願取消

志願または志願変更後に、**入学を希望する他の学校の合格が決まった場合は、合格発表の前日(令和8年3月12日(木))正午までに**、次の手順により、必ず志願取消をしてください。

(1) 志願取消届(第12号様式:各中学校に用紙があります。)に必要事項を記入し、中学校長の確認印を受けます。

(2) 志願取消届を、志願先の高等学校に直接提出します。

二次募集
の
検査

(1) 検査の内容および期日

ア 共通選抜二次募集(クリエイティブスクールを除く。)

学力検査 令和8年3月10日(火)

特色検査(面接)(必要に応じて実施する高等学校があります。) 令和8年3月10日(火)

イ クリエイティブスクール

特色検査(面接) 令和8年3月10日(火)

(2) 検査の会場

志願先の高等学校

※ 県立小田原北高等学校において実施する場合、検査会場は、現：県立小田原城北工業高等学校となります。

(3) 検査の教科等・時間割

ア 学力検査

時刻	9:00~ 9:10	9:20~ 9:50	10:05	10:10~ 10:40	10:55	11:00~ 11:30
教科 その他	検査につい での注意	外国語 (英語)	(予鈴)	国語	(予鈴)	数学

イ 特色検査(面接)

特色検査(面接)の時間は、志願先の高等学校から指示されます。

(4) 検査当日に持参するもの

ア 共通選抜二次募集(クリエイティブスクールを除く。)

受検票、筆記用具※、昼食(特色検査(面接)を実施する場合)、上ばき(必要としない学校もあります。)

※ 二次募集における学力検査の解答用紙は、マークシート方式ではありません。

※ 解答用紙への記入は、鉛筆またはシャープペンシルに限りますが、問題用紙にチェックするためのマーカー等は使用できます。

イ クリエイティブスクール

受検票、筆記用具、上ばき(必要としない学校もあります。)、志願先の高等学校から指示されたもの

(5) 学力検査に関する注意点

- ア 学力検査は、志願先の高等学校が指定する教科をすべて受検します。
- イ 携帯電話やスマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末等の情報端末、計算または辞書機能を持つ電子機器、定規、三角定規、コンパス、分度器等は検査会場へ持ち込めません。
- ウ 学力検査当日、大雪等の非常事態により学力検査の実施について変更が予想される場合には、当日の朝(午前6:30以降)に、次によりお知らせしますので、直接確認してください。(変更の有無に関わらずお知らせします。)

・ ウェブページ上に掲載

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/oshirase/kensa.html>



エ 学力検査中、不測の事態が生じた場合は、検査会場の監督者の指示に従ってください。

(6) 携帯電話等について

学力検査当日は、携帯電話やスマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末等の情報端末を検査会場に持ち込むことは禁止ですが、大雪等への対策で、持ち込む必要がある場合は、事前に保護者から中学校へご相談ください。持ち込むことになった場合は、会場に着いたら電源を切り、氏名、受験番号を記入した封筒(中学校名入り)に入れ、志願先の高等学校の指示に従ってください。

なお、県内国公立中学校に在籍していない人で、大雪等への対策で持ち込む必要がある場合は、志願先の高等学校にご相談ください。

二次募集 の選考方法

不正行為または妨害行為を行った者を除き、調査書(クリエイティブスクールにおいては、評定を除く。)および学力検査(クリエイティブスクールにおいては、特色検査(面接))の結果を資料として総合的に選考し、二次募集の募集人員に、二次募集の募集人員に含められなかった共通選抜入学辞退者による欠員分を加えた数まで、合格者を決定します。当該高等学校が、必要に応じて特色検査(面接)を実施した場合は、特色検査(面接)の結果も選考の資料とします。また、資料の整わない者については、参考にできる資料を活用して適正に選考します。

なお、県立横浜国際高等学校においては、国際科国際バカロレアコースにおける海外帰国生徒特別募集において欠員を生じた場合は、その欠員分を加えた数まで合格者を決定します。

合格者 の発表

(1) 合格者の発表の日時等

日時	場所	方法
令和8年3月13日(金) 午前10時～正午	志願先の高等学校	合否結果通知書(封筒に入っています。)を交付します。受取には、受検票の提示が必要です。

(2) 合格者の発表に係る手続の注意点

ア 合否結果通知書は、受検結果の通知です。合否結果を確認後、合格者は直ちに合格通知書および入学手続関係書類を受け取ってください。

イ 学力検査等の得点および教科別の採点結果(「答案の写し」および「問い別採点結果」)を交付します。

入学の 許可

(1) 入学の許可は、合格者に高等学校長が合格通知書を交付することによって行います。

(2) 志願または選抜のための検査等に際し、不正行為または妨害行為があった場合は、入学を許可しません。また、入学許可後に不正行為または妨害行為が判明した場合は、入学の許可を取り消します。

入学手続

(1) 入学料納付

指定された期日までに、入学料を納付します。入学料の金額等は、次表のとおりです。

高等学校の区分	県立	横浜市立	川崎市立	横須賀市立
名称	入学料	入学金	入学料	入学金
金額	5,650円			
納付方法	合格発表時にご案内します。		高等学校へ直接現金納付してください。	

(2) 誓約書提出

指定された期日までに、誓約書を高等学校に提出します。

注意 指定された期間内に入学手続を行わなかった人は、入学の許可を取り消されることがあります。

その他

(1) 一般募集共通選抜の「その他」に準じます。(本冊子P.10、11を参照)

(2) 二次募集では、追検査は行いません。

連携型中高一貫教育校連携募集

募集を行う
高等学校

学校名	学科
県立光陵高等学校	普通科
県立愛川高等学校	普通科

募集定員

連携募集の募集定員については、次の県教育委員会のホームページに掲載しています。
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/bosyutei in.html>



志願資格

本冊子 P. 4 の I の「志願資格」に該当し、かつ、在籍する連携型中学校の校長の推薦を得た人が対象となります。

募集期間

募集期間	備考
【志願情報申請期間】 令和 8 年 1 月 23 日(金)午前 9 時から 1 月 29 日(木)正午まで 【中学校長承認期間】 令和 8 年 1 月 23 日(金)午前 9 時から 1 月 30 日(金)正午まで	【志願情報申請期間】 に志願情報を申請し、 【中学校長承認期間】 に中学校の確認および中学校長の承認を受ける必要があります。

志願手続

(1) 志願者アカウント作成

在籍中学校を通して、志願者アカウントを作成します。

(2) 志願情報申請

出願サイトに、作成した志願者アカウントでログインし、志願情報を入力、申請します。

(3) 受検料納付

ア 出願サイトから、受検料(2,200 円)を納付します。納付方法は、クレジットカード、コンビニ払いおよびペイジーから選べます。別途、システム利用料がかかります。(本冊子 P. 3 を参照)
 ※ 納付した受検料は、原則として返還できません。

イ 出願サイトからの納付ができない場合は、志願先の高等学校で現金納付することができます。

※ 志願先の高等学校以外で現金納付することはできません。

(4) 中学校の確認および中学校長の承認

中学校の確認および中学校長の承認を受けると、志願情報が志願先の高等学校に提出されます。

(5) 提出書類

推薦書(第 10 号様式)および当該高等学校長が定めた様式は、中学校長から志願先の高等学校へ提出されます。

提出期間	受付時間
令和 8 年 2 月 4 日(水)から 2 月 12 日(木)まで (土曜日、日曜日および休日を除く。)	午前 9 時～正午および午後 1 時～午後 4 時

※ 障害やさまざまな支援の必要性から、通常の出検が困難な人は、出検方法について申請することができます。詳しいことは、中学校の先生にご相談ください。

志願変更

志願変更はできません。

受検票
の印刷

(1) 志願者は、出願サイトから受検票をダウンロードし、印刷の上で、検査当日に持参します。

印刷可能期間	備考
令和 8 年 2 月 11 日(水・休日)午前 0 時から	A 4 サイズの白紙に印刷してください。

(2) 必ず検査前に、受検票に記載されている二次元コードまたは URL から「志願者へのお知らせ」を確認してください。志願先の高等学校ホームページからも確認することができます。

検査

(1) 検査の内容および期日

学校名	内容	期日
県立光陵高等学校	面接およびプレゼンテーション	令和 8 年 2 月 18 日(水)
県立愛川高等学校	面接	

※ 検査の時間は、「志願者へのお知らせ」に記載されます。

(2) 検査の会場

志願先の高等学校

(3) 検査当日に持参するもの

受検票、筆記用具、上ばき、志願先の高等学校から指示されたもの

(4) 検査に関する注意点

検査中、不測の事態が生じた場合は、検査会場の監督者の指示に従ってください。

追検査

(1) 追検査を実施する学校

県立愛川高等学校

※ 県立光陵高等学校における連携型中高一貫教育校連携募集については、追検査は実施しません。

(2) 追検査の対象となる事由

- ア 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等の感染症に罹患した場合
- イ 月経随伴症状等の体調不良等の本人に帰責されない身体・健康上の理由の場合
- ウ 自然災害や検査会場に向かう途中の事故・事件に巻き込まれた場合
- エ 痴漢の被害に遭った場合 等

(3) 受検の手続

- ア 追検査の受検を希望する場合、在籍中学校に状況を伝えます。
- イ 中学校長は、必要事項を記入した追検査受検願(第28号様式)を、次の期間に県立愛川高等学校に提出します。

提出期間	受付時間
令和8年2月18日(水)および2月19日(木)	2月18日(水)は、午後1時～午後4時 2月19日(木)は、午前9時～正午

(4) 受検の手続に関する注意点

追検査受検願(第28号様式)については、次の県教育委員会のホームページからダウンロードし、印刷して利用することもできます。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/jishiyoryo.html>



(5) 追検査の内容および期日

面接 令和8年2月24日(火)

※ 面接の日時は、県立愛川高等学校から指示されます。

(6) 追検査の会場

県立愛川高等学校

(7) 追検査当日に持参するもの

受検票、筆記用具、上ばき、県立愛川高等学校から指示されたもの

選考方法

事前に公表した選考基準に基づいて、不正行為または妨害行為を行った者を除き、総合的に選考し、合格者を決定します。また、県立光陵高等学校において、資料の整わない者については、参考のできる資料を活用して適正に選考します。

合格者の発表等

- (1) 「合格者の発表」、「入学の許可」、「入学手続」、「その他」については、一般募集共通選抜に準じます。(本冊子P.10、11を参照)
- (2) 二次募集は実施しません。

海外帰国生徒特別募集

募集を行う
高等学校

学校名	学科・コース
県立神奈川総合高等学校	単位制普通科国際文化コース
県立横浜国際高等学校	単位制国際科(国際バカロレアコースを除く。)
	単位制国際科国際バカロレアコース
県立新城高等学校	普通科
県立相模原弥栄高等学校	単位制普通科
県立西湘高等学校	普通科
県立鶴嶺高等学校	普通科
県立伊志田高等学校	普通科
横浜市立東高等学校	単位制普通科

募集定員

海外帰国生徒特別募集の募集定員については、次の県教育委員会のホームページに掲載しています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/bosyutei in.html>



I 海外帰国生徒特別募集(後期募集を除く。)

志願資格
と学区

(1) 志願資格

本冊子 P. 4 の I の「志願資格」に該当し、かつ、原則として、保護者の勤務等の関係で、継続して2年以上外国に在住して帰国した日が令和5年4月1日以降の人が、対象となります。

(2) 学区

県内のどこからでも志願することができます。

志願の範囲

- 志願できるのは、一つの高等学校の一つの学科またはコースに限ります。ただし、県立横浜国際高等学校については、同じ高等学校の他の学科・コースを第2希望として志願することができます。
- 海外帰国生徒特別募集に志願した人は、他の募集に同時に志願することはできません。
- 他の都道府県の全日制の課程の公立高等学校(国立は除く。)を志願した人または志願予定の人は、志願することはできません。

日程

項目	期間・受付時間	備考
特別募集の志願資格確認期間	令和8年1月6日(火)から15日(木)まで 午前9時～正午および午後1時～午後4時 (土曜日、日曜日、休日および各高等学校の学校閉庁日を除く。)	事前に志願予定先の高等学校に連絡してください。 学校閉庁日は、各高等学校のホームページを確認してください。
募集期間	【志願情報申請期間】 令和8年1月23日(金)午前9時から 1月29日(木)正午まで 【中学校長承認期間】 令和8年1月23日(金)午前9時から 1月30日(金)正午まで	【志願情報申請期間】に志願情報を申請し、【中学校長承認期間】に中学校の確認および中学校長の承認を受ける必要があります。 募集期間中は、志願取消はできません。
志願変更期間	【志願変更情報申請期間】 令和8年2月4日(水)午前0時から 2月6日(金)正午まで 【中学校長承認期間】 令和8年2月4日(水)午前0時から 2月9日(月)正午まで	【志願変更情報申請期間】に志願変更情報を申請し、【中学校長承認期間】に中学校による確認および中学校長の承認を受ける必要があります。
調査書等の提出期間	令和8年2月4日(水)から2月12日(木)まで 午前9時～正午および午後1時～午後4時 (土曜日、日曜日および休日を除く。)	

志願手続

(1) 志願者アカウント作成

ア **A 県内の国公立中学校** **B 県外の国公立中学校や私立中学校等**の場合は、在籍(卒業)中学校を通して、志願者アカウントを作成します。

イ **C 海外現地校等**の場合は、中学校を通さずに、県教育委員会が作成する専用の中学校アカウントを通して志願者アカウントを作成します。

(2) 特別募集の志願資格確認

特別募集の志願資格確認期間中に、次の書類を志願予定先の高等学校の窓口で提出または提示し、志願予定先の高等学校から、出願サイト上で志願資格登録を受けます。

ア 特別募集等の志願資格確認申請書

イ 保護者の勤務等の関係で、継続して2年以上外国に在住して帰国した日が令和5年4月1日以降であることを証明する書類(本人と保護者のパスポート(または出入国記録)、保護者の勤務先の所属長等の証明書等)

※ 特別募集の志願資格確認でパスポートを提示する場合は、期日等のスタンプ(証印)が必要です。出入国時に自動化ゲートを利用する場合は、自動化ゲートの通過後、(出国時は搭乗前、入国時は税関検査前までに)必ず、各審査場事務室の職員にスタンプ(証印)についてお問い合わせください。また、出入国記録については、出入国在留管理庁にお問い合わせください。
※ 出願サイト上で志願資格登録がされないと、海外帰国生徒特別募集に志願できません。

※ 特別募集の志願資格確認を行うのは本人です。代理人が手続を行う場合は、事前に中学校から志願予定先の高等学校に連絡した上で、本人確認書類(運転免許証等)を持参してください。代理人が保護者以外の場合、併せて委任状も持参してください。

※ 特別募集等の志願資格確認申請書は、次の県教育委員会のホームページからダウンロードし、印刷して利用することもできます。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/tokubetsuboshutou-shiganshikaku.html>



(3) 志願情報申請

出願サイトに、作成した志願者アカウントでログインし、志願情報を入力、申請します。

(4) 受検料納付

ア 出願サイトから、受検料(2,200円)を納付します。納付方法は、クレジットカード、コンビニ払いおよびペイジーから選べます。別途、システム利用料がかかります。(本冊子P.3を参照)
※ 納付した受検料は、原則として返還できません。

イ 出願サイトからの納付ができない場合は、志願先の高等学校で現金納付することができます。

※ 志願先の高等学校以外で現金納付することはできません。

(5) 中学校の確認および中学校長の承認

中学校の確認および中学校長の承認を受けると、志願情報が志願先の高等学校に提出されます。

(6) 提出書類

次の提出書類は、中学校長から志願先の高等学校に提出(郵送または窓口へ直接提出)されます。

ア 調査書(第11号様式)(中学校長が作成します。)

イ 面接シート(第14号様式)(提出を求める高等学校に志願する人のみ)

ウ 長期の欠席を理由とする選抜方法に関する書類(第7号様式、第8号様式(中学校長が作成します。)、第9号様式)(該当する人のみ)

※ 調査書は、令和8年4月1日現在で18歳以上の人は不要です。

※ 面接シートの提出が必要な高等学校および様式のダウンロードURLについては、本冊子P.37で確認してください。

※ 障害やさまざまな支援の必要性から、通常の出検が困難な人は、出検方法について申請することができます。詳しいことは、中学校の先生にご相談ください。

志願変更 の範囲

(1) 志願変更期間中1回に限り、志願変更できます。

(2) どの高等学校へも志願変更できます。

(3) 全日制・定時制・通信制の異なる課程の間でも志願変更できます。

(4) 異なる学科等へも志願変更できます。(同じ高等学校の異なる学科等へも志願変更できます。)

(5) 一般募集共通選抜や他の特別募集へも志願変更できます。ただし、特別募集への志願変更の場合、その志願資格を有する人に限ります。

(6) 第2希望の志願ができる県立横浜国際高等学校に志願する際、第2希望の志願をしていなくても、志願変更時に第2希望の志願ができます。

志願変更 の手續

志願変更の手續については、一般募集共通選抜に準じます。(本冊子P.6を参照)

なお、特別募集の志願資格確認を受けていない場合は、志願変更期間のうち【志願変更情報申請期間】内に、志願変更情報申請より前に志願変更先の高等学校で志願資格確認の手續をしてください。

志願取消

志願または志願変更後に、入学を希望する他の学校の合格が決まった場合は、合格発表の前日(令和8年2月26日(木))正午までに、必ず志願取消をしてください。手續については、一般募集共通選抜に準じます。(本冊子P.6を参照)

受検票 の印刷

(1) 志願者は、出願サイトから受検票をダウンロードし、印刷の上で、検査当日に持参します。

印刷可能期間	備考
令和8年2月11日(水・休日)午前0時から	A4サイズの白紙に印刷してください。

(2) 必ず検査前に、受検票に記載されている二次元コードまたはURLから「志願者へのお知らせ」を確認してください。志願先の高等学校ホームページからも確認することができます。

検査

(1) 検査の内容および期日

学力検査・作文・面接 令和8年2月17日(火)

特色検査 令和8年2月18日(水)(県立横浜国際高等学校国際科国際バカロレアコースに限る。)

※ 特色検査の時間は、「志願者へのお知らせ」に記載されます。

(2) 検査の会場

志願先の高等学校

(3) 学力検査の教科等・時間割 * 外国語(英語)はリスニングテストを含みます。

時刻	8:50~ 9:10	9:20~ 10:10	10:25	10:30~ 11:20	11:35	11:40~ 12:30	12:30~ 13:15	13:15	13:20~ 14:10	14:20~
教科 その他	検査に ついて の注意	外国語 (英語) *	(予鈴)	国語	(予鈴)	数学	(昼食)	(予鈴)	作文 (日本語)	面接

(4) 検査当日に持参するもの

受検票、筆記用具※、昼食、上ばき(必要としない学校もあります。)

※ 学力検査を実施する全ての公立高等学校でマークシート方式による解答用紙となっています。

※ 解答用紙への記入は、鉛筆またはシャープペンシルに限りませんが、問題用紙にチェックするためのマーカー等は使用できません。(マークシート方式の解答にあたっては、HBまたはBの黒鉛筆が適しています。また、シャープペンシルを使用する場合は、芯の太さが0.5mm以上のものが適しています。)

(5) 学力検査に関する注意点

ア 学力検査は、志願先の高等学校が指定する教科をすべて受検します。

イ 携帯電話やスマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末等の情報端末、計算または辞書機能を持つ電子機器、定規、三角定規、コンパス、分度器等は検査会場へ持ち込めません。

ウ 学力検査当日、大雪等の非常事態により学力検査の実施について変更が予想される場合には、当日の朝(午前6:30以降)に、次によりお知らせしますので、直接確認してください。(変更の有無に関わらずお知らせします。)

・テレビ神奈川(データ放送のdボタン→赤ボタン→県のお知らせ)
・ウェブページ上に掲載
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/oshirase/kensa.html>



エ 学力検査中、不測の事態が生じた場合は、検査会場の監督者の指示に従ってください。

なお、外国語(英語)のリスニングテストにおいて放送設備等に不具合があった場合、監督者等の指示でリスニングテストに代わる問題(音声を用いない問題)に切り替えて実施することがあります。

(6) 携帯電話等について

学力検査当日は、携帯電話やスマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末等の情報端末を検査会場に持ち込むことは禁止ですが、大雪等への対策で、持ち込む必要がある場合は、事前に保護者から中学校へご相談ください。持ち込むことになった場合は、会場に着いたら電源を切り、氏名、受検番号を記入した封筒(中学校名入り)に入れ、志願先の高等学校の指示に従ってください。

なお、県内国公立中学校に在籍していない人で、大雪等への対策で持ち込む必要がある場合は、志願先の高等学校にご相談ください。

追検査

追検査は、一般募集共通選抜に準じます。(本冊子P.8、9を参照)

選考方法

(1) 県立横浜国際高等学校を除く高等学校

各高等学校が事前に公表した選考基準に基づいて、不正行為または妨害行為を行った者を除き、調査書、学力検査の結果、作文および面接の結果を資料として、総合的に選考し、合格者を決定します。また、資料の整わない者については、参考にてできる資料を活用して適正に選考します。

(2) 県立横浜国際高等学校

ア 事前に公表した選考基準に基づいて、不正行為または妨害行為を行った者を除き、調査書、学力検査の結果、作文および面接の結果(国際科国際バカロレアコースにおいては特色検査を含みます。)を資料として、総合的に選考し、合格者を決定します。また、資料の整わない者については、参考にてできる資料を活用して適正に選考します。

なお、一般募集における国際科国際バカロレアコースにおいて欠員を生じた場合は、その欠員分を加えた数まで同じコースの合格者を決定します。

イ アに従って合格者を決定した上で、国際科国際バカロレアコースの選考において欠員を生じた場合、国際科(国際バカロレアコースを除く。)を第1希望としていながら合格者とならず、かつ、国際科国際バカロレアコースを第2希望とする者の中から、事前に公表した国際科(国際バカロレアコースを除く。)の選考基準の数値の算出方法を用い、総合的に選考し、合格者を決定します。

ウ イに従って合格者を決定した上で、さらに一般募集における国際科国際バカロレアコースにおいて欠員がある場合は、その欠員分を加えた数まで同じコースの合格者を決定します。

合格者
の発表等

(1) 「合格者の発表」、「入学の許可」、「入学手続」、「その他」については、一般募集共通選抜に準じます。(本冊子P.10、11を参照)

(2) 二次募集は実施しません。

II 県立神奈川総合高等学校における後期募集

手続者

本冊子に記載している各手続を行うのは本人です。代理人が手続を行う場合は、事前に中学校から県立神奈川総合高等学校に連絡した上で、本人確認書類(運転免許証等)を持参してください。代理人が保護者以外の場合、併せて委任状も持参してください。

志願資格

本冊子 P. 4 の I の「志願資格」(外国において、学校教育における 9 年の課程を令和 8 年 9 月 30 日までに修了する見込みの人を含みます。)に該当し、かつ、原則として、保護者の勤務等の関係で、継続して 2 年以上外国に在住して帰国した日が令和 5 年 10 月 1 日以降の人が対象となります。

なお、令和 8 年度神奈川県公立高等学校入学者選抜において、2 月に行う検査に志願した人は、県立神奈川総合高等学校の後期募集に志願することはできません。

募集期間

募集期間	時間等
令和 8 年 7 月 24 日(金)から 7 月 28 日(火)まで (土曜日および日曜日を除く。)	7 月 24 日(金)および 27 日(月)は、 午前 9 時～正午および午後 1 時～午後 4 時 7 月 28 日(火)は、午前 9 時～正午

志願手続

(1) 入学願書等の提出

募集期間中に、次の書類等を県立神奈川総合高等学校へ直接提出または提示します。郵送による提出はできません。

ア 紙による入学願書(第 2 号様式の 1)

イ 受検料(2,200 円)(直接現金納付します。)

ウ 保護者の勤務等の関係で、継続して 2 年以上外国に在住して帰国した日が令和 5 年 10 月 1 日以降であること証明する書類(提示)

※ 入学願書(第 2 号様式の 1)は、次の県教育委員会のホームページからダウンロードし、A 4 サイズの白紙に印刷してください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/kokibosyu.html>



(2) 調査書の提出

調査書(令和 8 年 4 月 1 日現在で 18 歳以上の人は不要)は、募集期間中に、中学校長から県立神奈川総合高等学校へ提出されます。

検査と
選考方法

(1) 検査の内容、期日および会場

学力検査・作文・面接 令和 8 年 7 月 30 日(木) 県立神奈川総合高等学校

(2) 学力検査の教科等・時間割および学力検査に関する注意点

本冊子 P. 19 の「検査」の(3)～(6)に準じます。

※ 学力検査は、マークシート方式ではありません。

※ 検査当日の朝、テレビ神奈川およびウェブページ上でのお知らせはありません。

※ 追検査は実施しません。

(3) 選考方法

本冊子 P. 19 の「選考方法」に準じます。

合格者
の発表

(1) 合格者の発表の日時等

日時	場所	方法
令和 8 年 8 月 4 日(火) 午前 10 時～正午	県立神奈川総合高等学校	合否結果通知書(封筒に入っています。)を 交付します。 受取には、受検票の提示が必要です。

(2) 合格者の発表に係る手続の注意点

ア 合否結果通知書は、受検結果の通知です。合否結果を確認後、合格者は直ちに合格通知書および入学手続関係書類を受け取ってください。

イ 学力検査等の得点および教科別の採点結果(「答案の写し」および「問い別採点結果」)を交付します。

入学の許可

(1) 入学の許可は、合格者に県立神奈川総合高等学校長が合格通知書を交付することによって行います。

(2) 志願または選抜のための検査等に際し、不正行為または妨害行為があった場合は、入学を許可しません。また、入学許可後に不正行為または妨害行為が判明した場合は、入学の許可を取り消します。

入学手続

指定された期日までに、県立神奈川総合高等学校に、誓約書を提出し、入学料(5,650 円)を直接現金納付します。

注意 指定された期間内に入学手続を行わなかった人は、入学の許可を取り消されることがあります。

その他

(1) 一般募集共通選抜の「その他」の(2)～(6)に準じます。(本冊子 P. 11 を参照)

(2) 二次募集は実施しません。

在県外国人等特別募集

募集を行う
高等学校

学校名	学科
県立鶴見総合高等学校	単位制総合学科
県立横浜清陵高等学校	単位制普通科
県立磯子工業高等学校	機械科・電気科・建設科・化学科
県立新栄高等学校	普通科
県立川崎高等学校	単位制普通科
県立大師高等学校	単位制普通科
県立橋本高等学校	普通科
県立相模原弥栄高等学校	単位制普通科

学校名	学科
県立高浜高等学校	普通科
県立藤沢総合高等学校	単位制総合学科
県立大和南高等学校	普通科
県立伊勢原高等学校	普通科
県立座間総合高等学校	単位制総合学科
県立愛川高等学校	普通科
横浜市立みなと総合高等学校	単位制総合学科
横浜市立横浜商業高等学校	国際学科

募集定員

在県外国人等特別募集の募集定員については、次の県教育委員会のホームページに掲載しています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/bosyuteiin.html>



志願資格
と学区

(1) 志願資格

本冊子 P. 4 の I の「志願資格」に該当し、かつ、外国の国籍を有する人(難民として認定された人を含みます。)または日本国籍を取得して6年以内(令和8年2月1日現在)の人で、いずれの場合も、入国後の在留期間が**通算で6年以内**※(令和8年2月1日現在)の人が対象となります。

※ 日本における学齢期以降(小学校1学年以降)で計算します。

(2) 学区

県内のどこからでも志願することができます。

志願の範囲

- 志願できるのは、一つの高等学校の一つの学科に限ります。ただし、県立磯子工業高等学校については、同じ高等学校の他の工業に関する学科を第2希望として志願することができます。
- 在県外国人等特別募集に志願した人は、他の募集に同時に志願することはできません。
- 他の都道府県の全日制の課程の公立高等学校(国立は除く。)を志願した人または志願予定の人は、志願することはできません。

日程

項目	期間・受付時間	備考
特別募集の志願資格確認期間	令和8年1月6日(火)から15日(木)まで 午前9時～正午および午後1時～午後4時 (土曜日、日曜日、休日および各高等学校の学校閉庁日を除く。)	事前に志願予定先の高等学校に連絡してください。 学校閉庁日は、各高等学校のホームページを確認してください。
募集期間	【志願情報申請期間】 令和8年1月23日(金)午前9時から 1月29日(木)正午まで 【中学校長承認期間】 令和8年1月23日(金)午前9時から 1月30日(金)正午まで	【志願情報申請期間】に志願情報を申請し、【中学校長承認期間】に中学校の確認および中学校長の承認を受ける必要があります。 募集期間中は、志願取消はできません。
志願変更期間	【志願変更情報申請期間】 令和8年2月4日(水)午前0時から 2月6日(金)正午まで 【中学校長承認期間】 令和8年2月4日(水)午前0時から 2月9日(月)正午まで	【志願変更情報申請期間】に志願変更情報を申請し、【中学校長承認期間】に中学校による確認および中学校長の承認を受ける必要があります。
調査書等の提出期間	令和8年2月4日(水)から2月12日(木)まで 午前9時～正午および午後1時～午後4時 (土曜日、日曜日および休日を除く。)	

志願手続

(1) 志願者アカウント作成

ア **A 県内の国公立中学校** **B 県外の国公立中学校や私立中学校等**の場合は、在籍(卒業)中学校を通して、志願者アカウントを作成します。

イ **C 海外現地校等**の場合は、中学校を通さずに、県教育委員会が作成する専用の中学校アカウントを通して志願者アカウントを作成します。

(2) 特別募集の志願資格確認

特別募集の志願資格確認期間中に、次の書類を志願予定先の高等学校の窓口で提出または提示し、志願予定先の高等学校から、出願サイト上で志願資格登録を受けます。

ア 特別募集等の志願資格確認申請書

イ 外国籍を有すること、難民として認定されたこと、または日本国籍を取得して6年以内（令和8年2月1日現在）であることを証明する書類

ウ 入国後の在留期間が通算6年以内（令和8年2月1日現在）であることを証明する書類（パスポート（日本における学齢期以降のものすべて）、出入国記録等）

※ 特別募集の志願資格確認でパスポートを提示する場合は、期日等のスタンプ（証印）が必要です。出入国時に自動化ゲートを利用する場合は、自動化ゲートの通過後、（出国時は搭乗前、入国時は税関検査前までに）必ず、各審査場事務室の職員にスタンプ（証印）についてお問い合わせください。また、出入国記録については、出入国在留管理庁にお問い合わせください。
※ 出願サイト上で志願資格登録がされないと、在県外国人等特別募集に志願できません。

※ 特別募集の志願資格確認を行うのは本人です。代理人が手続を行う場合は、事前に中学校から志願予定先の高等学校に連絡した上で、本人確認書類（運転免許証等）を持参してください。代理人が保護者以外の場合、併せて委任状も持参してください。

※ 特別募集等の志願資格確認申請書は、次の県教育委員会のホームページからダウンロードし、印刷して利用することもできます。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/tokubetsuboshutou-shiganshikaku.html>



(3) 志願情報申請

出願サイトに、作成した志願者アカウントでログインし、志願情報を入力、申請します。

(4) 受検料納付

ア 出願サイトから、受検料(2,200円)を納付します。納付方法は、クレジットカード、コンビニ払いおよびペイジーから選べます。別途、システム利用料がかかります。（本冊子P.3を参照）

※ 納付した受検料は、原則として返還できません。

イ 出願サイトからの納付ができない場合は、志願先の高等学校で現金納付することができます。

※ 志願先の高等学校以外で現金納付することはできません。

(5) 中学校の確認および中学校長の承認

中学校の確認および中学校長の承認を受けると、志願情報が志願先の高等学校に提出されます。

(6) 提出書類

次の提出書類は、中学校長から志願先の高等学校に提出（郵送または窓口へ直接提出）されます。

ア 調査書（第11号様式）（中学校長が作成します。）

イ 面接シート（第14号様式）（提出を求める高等学校に志願する人のみ）

ウ 学校独自の様式による提出書類（提出を求める高等学校に志願する人のみ）

エ 長期の欠席を理由とする選抜方法に関する書類（第7号様式、第8号様式（中学校長が作成します。）、第9号様式）（該当する人のみ）

※ 調査書は、令和8年4月1日現在で18歳以上の人は不要です。

※ 上記イ、ウの提出が必要な高等学校および様式のダウンロードURLについては、本冊子P.37で確認してください。

※ 障害やさまざまな支援の必要性から、通常の出検が困難な人は、出検方法について申請することができます。詳しいことは、中学校の先生にご相談ください。

志願変更 の範囲

(1) 志願変更期間中1回に限り、志願変更できます。

(2) どの高等学校へも志願変更できます。

(3) 全日制・定時制・通信制の異なる課程の間でも志願変更できます。（同じ高等学校の異なる課程へも志願変更できます。）

(4) 異なる学科等へも志願変更できます。（同じ高等学校の異なる学科へも志願変更できます。）

(5) 一般募集共通選抜や他の特別募集へも志願変更できます。ただし、特別募集への志願変更の場合、その志願資格を有する人に限ります。

(6) 第2希望の志願ができる県立磯子工業高等学校に志願する際、第2希望の志願をしていなくても、志願変更時に第2希望の志願ができます。

志願変更 の手続

志願変更の手続については、一般募集共通選抜に準じます。（本冊子P.6を参照）

なお、特別募集の志願資格確認を受けていない場合は、志願変更期間のうち【志願変更情報申請期間】内に、志願変更情報申請より前に志願変更先の高等学校で志願資格確認の手続をしてください。

志願取消

志願または志願変更後に、入学を希望する他の学校の合格が決まった場合は、合格発表の前日(令和8年2月26日(木))正午までに、必ず志願取消をしてください。手続については、一般募集共通選抜に準じます。(本冊子P.6を参照)

受検票
の印刷

(1) 志願者は、出願サイトから受検票をダウンロードし、印刷の上で、検査当日に持参します。

印刷可能期間	備考
令和8年2月11日(水・休日)午前0時から	A4サイズの白紙に印刷してください。

(2) 必ず検査前に、受検票に記載されている二次元コードまたはURLから「志願者へのお知らせ」を確認してください。志願先の高等学校ホームページからも確認することができます。

検査

(1) 検査の内容および期日

学力検査・面接 令和8年2月17日(火)

(2) 検査の会場

志願先の高等学校

(3) 学力検査の教科等・時間割 * 外国語(英語)はリスニングテストを含みます。

時刻	8:50~ 9:10	9:20~ 10:10	10:25	10:30~ 11:20	11:35	11:40~ 12:30	12:30~ 13:15	13:15	13:20~
教科 その他	検査に ついて の注意	外国語 (英語) *	(予鈴)	国語	(予鈴)	数学	(昼食)	(予鈴)	面接

(4) 検査当日に持参するもの

受検票、筆記用具※、昼食、上ばき(必要としない学校もあります。)

※ 学力検査を実施する全ての公立高等学校でマークシート方式による解答用紙となっています。

※ 解答用紙への記入は、鉛筆またはシャープペンシルに限りますが、問題用紙にチェックするためのマーカー等は使用できます。(マークシート方式の解答にあたっては、HBまたはBの黒鉛筆が適しています。また、シャープペンシルを使用する場合は、芯の太さが0.5mm以上のものが適しています。)

(5) 学力検査に関する注意点

ア 学力検査は、志願先の高等学校が指定する教科をすべて受検します。

イ 携帯電話やスマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末等の情報端末、計算または辞書機能を持つ電子機器、定規、三角定規、コンパス、分度器等は検査会場へ持ち込めません。

ウ 学力検査当日、大雪等の非常事態により学力検査の実施について変更が予想される場合には、当日の朝(午前6:30以降)に、次によりお知らせしますので、直接確認してください。(変更の有無に関わらずお知らせします。)

<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ神奈川(データ放送のdボタン→赤ボタン→県のお知らせ) ・ウェブページ上に掲載 https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/oshirase/kensa.html
--



エ 学力検査中、不測の事態が生じた場合は、検査会場の監督者の指示に従ってください。

なお、外国語(英語)のリスニングテストにおいて放送設備等に不具合があった場合、監督者等の指示でリスニングテストに代わる問題(音声を用いない問題)に切り替えて実施することがあります。

(6) 携帯電話等について

学力検査当日は、携帯電話やスマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末等の情報端末を検査会場に持ち込むことは禁止ですが、大雪等への対策で、持ち込む必要がある場合は、事前に保護者から中学校へご相談ください。持ち込むことになった場合は、会場に着いたら電源を切り、氏名、受検番号を記入した封筒(中学校名入り)に入れ、志願先の高等学校の指示に従ってください。

なお、県内国公立中学校に在籍していない人で、大雪等への対策で持ち込む必要がある場合は、志願先の高等学校にご相談ください。

追検査

追検査は、一般募集共通選抜に準じます。(本冊子P.8、9を参照)

選考方法

各高等学校が事前に公表した選考基準に基づいて、不正行為または妨害行為を行った者を除き、調査書、学力検査の結果および面接の結果を資料として、総合的に選考し、合格者を決定します。また、資料の整わない者については、参考のできる資料を活用して適正に選考します。

合格者
の発表等

(1) 「合格者の発表」、「入学の許可」、「入学手続」、「その他」については、一般募集共通選抜に準じます。(本冊子P.10、11を参照)

(2) 二次募集は実施しません。

インクルーシブ教育実践推進校特別募集

I インクルーシブ教育実践推進校特別募集(二次募集を除く。)

募集を行う
高等学校

学校名	学科
県立城郷高等学校	普通科
県立横浜南陵高等学校	普通科
県立保土ヶ谷高等学校	普通科
県立霧が丘高等学校	普通科
県立白山高等学校	普通科
県立上矢部高等学校	普通科
県立川崎北高等学校	普通科
県立菅高等学校	普通科
県立橋本高等学校	普通科

学校名	学科
県立上鶴間高等学校	普通科
県立津久井浜高等学校	普通科
県立湘南台高等学校	普通科
県立茅ヶ崎高等学校	普通科
県立厚木西高等学校	普通科
県立伊勢原高等学校	普通科
県立足柄高等学校	普通科
県立綾瀬高等学校	普通科
県立二宮高等学校	普通科

募集定員

インクルーシブ教育実践推進校特別募集の募集定員については、次の県教育委員会のホームページに掲載しています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/bosyutei in.html>



志願資格

本冊子P.4のIの「志願資格」に該当する知的障害のある人で、高等学校での学習や生活について理解し、入学の意欲のある人が対象となります。

志願の範囲

- (1) 志願できるのは、一つの高等学校に限ります。
- (2) インクルーシブ教育実践推進校特別募集に志願した人は、他の募集に同時に志願することはできません。
- (3) 他の都道府県の全日制の課程の公立高等学校(国立は除く。)を志願した人または志願予定の人は、志願することはできません。

日程

項目	期間・受付時間	備考
募集期間	【志願情報申請期間】 令和8年1月23日(金)午前9時から 1月29日(木)正午まで 【中学校長承認期間】 令和8年1月23日(金)午前9時から 1月30日(金)正午まで	【志願情報申請期間】に志願情報を申請し、【中学校長承認期間】に中学校の確認および中学校長の承認を受ける必要があります。 募集期間中は、志願取消はできません。
志願変更期間	【志願変更情報申請期間】 令和8年2月4日(水)午前0時から 2月6日(金)正午まで 【中学校長承認期間】 令和8年2月4日(水)午前0時から 2月9日(月)正午まで	【志願変更情報申請期間】に志願変更情報を申請し、【中学校長承認期間】に中学校による確認および中学校長の承認を受ける必要があります。
調査書等の提出期間	令和8年2月4日(水)から2月12日(木)まで 午前9時～正午および午後1時～午後4時 (土曜日、日曜日および休日を除く。)	

志願手続

(1) 志願者アカウント作成

ア **A 県内の国公立中学校** **B 県外の国公立中学校や私立中学校等**の場合は、在籍(卒業)中学校を通して、志願者アカウントを作成します。

イ **C 海外現地校等**の場合は、中学校を通さずに、県教育委員会が作成する専用の中学校アカウントを通して志願者アカウントを作成します。

(2) 志願情報申請

出願サイトに、作成した志願者アカウントでログインし、志願情報を入力、申請します。

(3) 受検料納付

ア 出願サイトから、受検料(2,200円)を納付します。納付方法は、クレジットカード、コンビニ払いおよびページから選べます。別途、システム利用料がかかります。(本冊子P.3を参照)

※ 納付した受検料は、原則として返還できません。

イ 出願サイトからの納付ができない場合は、志願先の高等学校で現金納付することができます。

※ 志願先の高等学校以外で現金納付することはできません。

(4) 中学校の確認および中学校長の承認

中学校の確認および中学校長の承認を受けると、志願情報が志願先の高等学校に提出されます。

(5) 提出書類

次の提出書類は、中学校長から志願先の高等学校に提出(郵送または窓口へ直接提出)されます。

ア 調査書(第11号様式)(中学校長が作成します。)

イ インクルーシブ教育実践推進校特別募集用面接シート(第33号様式)(両面印刷して記入)

ウ インクルーシブ教育実践推進校特別募集志願資格確認書(第34号様式)

※ 調査書は、令和8年4月1日現在で18歳以上の人は不要です。

※ 第33号様式および第34号様式については、次の県教育委員会のホームページに掲載しています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/jishiyoryo.html>

※ 障害やさまざまな支援の必要性から、通常を受検が困難な人は、受検方法について申請することができます。詳しいことは、中学校の先生にご相談ください。



志願変更 の範囲

- (1) 志願変更期間中1回に限り、志願変更できます。
- (2) どの高等学校へも志願変更できます。
- (3) 全日制・定時制・通信制の異なる課程の間でも志願変更できます。
- (4) 異なる学科等へも志願変更できます。(同じ高等学校の異なる学科へも志願変更できます。)
- (5) 一般募集共通選抜や他の特別募集へも志願変更できます。ただし、特別募集への志願変更の場合、その志願資格を有する人に限ります。

志願変更 の手続

志願変更の手続については、一般募集共通選抜に準じます。(本冊子P.6を参照)

※ インクルーシブ教育実践推進校特別募集内で志願変更する場合でも、新たに用意したインクルーシブ教育実践推進校特別募集用面接シート(第33号様式)およびインクルーシブ教育実践推進校特別募集志願資格確認書(第34号様式)を提出します。

志願取消

志願または志願変更後に、**入学を希望する他の学校の合格が決まった場合は、合格発表の前日(令和8年2月26日(木))正午までに、必ず志願取消をしてください。**手続については、一般募集共通選抜に準じます。(本冊子P.6を参照)

受検票 の印刷

- (1) 志願者は、出願サイトから受検票をダウンロードし、印刷の上で、検査当日に持参します。

印刷可能期間	備考
令和8年2月11日(水・休日)午前0時から	A4サイズの白紙に印刷してください。

- (2) **必ず検査前に、受検票に記載されている二次元コードまたはURLから「志願者へのお知らせ」を確認してください。**志願先の高等学校ホームページからも確認することができます。

検査

- (1) **検査の内容および期日**

面接 令和8年2月18日(水)または2月19日(木)

※ 面接の日時は、「志願者へのお知らせ」に記載されます。

- (2) **検査の会場**

志願先の高等学校

- (3) **検査当日に持参するもの**

受検票、筆記用具、**上ばき(必要としない学校もあります。)**、

志願先の高等学校から指示されたもの

追検査

- (1) **追検査の対象となる事由**

ア 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等の感染症に罹患した場合

イ 月経随伴症状等の体調不良等の本人に帰責されない身体・健康上の理由の場合

ウ 自然災害や検査会場に向かう途中の事故・事件に巻き込まれた場合

エ 痴漢の被害に遭った場合 等

- (2) **受検の手続**

ア 追検査の受検を希望する場合、在籍(卒業)中学校に状況を伝えます。

イ 中学校長は、必要事項を記入した追検査受検願(第28号様式)を、次の期間に志願先の高等学校に提出します。

提出期間	受付時間
令和8年2月18日(水)から 2月20日(金)まで	2月18日(水)は、午後1時～午後4時 2月19日(木)は、午前9時～正午および午後1時～午後4時 2月20日(金)は、午前9時～正午

(3) 受検の手続に関する注意点

ア 在籍(卒業)中学校が県外である等の事由により、提出期間内に追検査受検願(第 28 号様式)提出ができない場合、志願先の高等学校にご相談ください。

イ 追検査受検願(第 28 号様式)については、次の県教育委員会のホームページからダウンロードし、印刷して利用することもできます。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/jishiyoryo.html>



(4) 追検査の内容および期日

面接 令和 8 年 2 月 24 日(火)

※ 面接の時間は、志願先の高等学校から指示されます。

(5) 追検査の会場

志願先の高等学校

(6) 追検査当日に持参するもの

受検票、筆記用具、上ばき(必要としない学校もあります。)、
志願先の高等学校から指示されたもの

選考方法

各高等学校が事前に公表した選考基準に基づいて、不正行為または妨害行為を行った者を除き、面接の結果を資料として、総合的に選考し、合格者を決定します。

合格者の発表等

「合格者の発表」、「入学の許可」、「入学手続」、「その他」については、一般募集共通選抜に準じます。(本冊子 P. 10、11 を参照)

II 二次募集

実施校等と手続者

(1) インクルーシブ教育実践推進校特別募集の二次募集は、県教育長が必要と認めた場合に行います。二次募集の実施校、各種様式については、共通選抜等の合格発表日(令和 8 年 2 月 27 日(金))以降、次の県教育委員会ホームページに掲載します。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/kanagawa.html>



(2) 二次募集における志願、志願変更、志願取消および合格者の発表に係る手続を行うのは本人です。代理人が手続を行う場合は、事前に中学校から志願先の高等学校に連絡した上で、本人確認書類(運転免許証等)を持参してください。代理人が保護者以外の場合、併せて委任状も持参してください。

志願資格

本冊子 P. 4 の I の「志願資格」に該当する知的障害のある人で、高等学校での学習や生活について理解し、入学の意欲のある人、かつ、令和 8 年度入学者選抜における国公立の高等学校(高等専門学校を含みます。)または特別支援学校の合格者になっていない人が志願することができます。

※ 合格者は、入学手続の有無に関わらず、志願することはできません。

注意 県教育長の志願資格承認を受けた人は、志願資格承認書の交付等について本冊子 P. 34 を確認してください。

志願の範囲

(1) 志願できるのは、一つの高等学校に限ります。

(2) 一般募集共通選抜の二次募集とインクルーシブ教育実践推進校特別募集の二次募集は、同時に志願することはできません。

(3) 二次募集と定通分割選抜は、両方に志願することができます。

二次募集の日程

項目	期間	時間等
募集期間 (入学願書等受付)	令和 8 年 3 月 3 日(火) および 3 月 4 日(水)	3 月 3 日(火)は、午前 9 時～正午および 午後 1 時～午後 4 時 3 月 4 日(水)は、午前 9 時～正午
志願変更期間	令和 8 年 3 月 5 日(木) および 3 月 6 日(金)	午前 9 時～正午および 午後 1 時～午後 4 時
調査書の 提出期間	令和 8 年 3 月 3 日(火)から 3 月 9 日(月)まで (土曜日および日曜日を除く。)	午前 9 時～正午および 午後 1 時～午後 4 時

※ 募集期間中は、志願取消はできません。

志願手続

(1) 入学願書提出

募集期間中に、紙による入学願書(第2号様式の3)を志願先の高等学校へ**直接提出**します。
郵送による提出はできません。

※ 入学願書記入上の注意については、本冊子 P.12 を参照してください。

(2) 受検料納付

受検料(2,200円)は、入学願書と併せて志願先の高等学校へ直接現金納付します。

(3) 提出書類

次の提出書類は、入学願書と併せて志願先の高等学校へ直接提出します。

ア インクルーシブ教育実践推進校特別募集用面接シート(第33号様式)(両面印刷して記入)

イ インクルーシブ教育実践推進校特別募集志願資格確認書(第34号様式)

ウ 志願資格承認書(第17号様式の1)(県教育長から志願資格承認を受けた人(第15号様式による申請の場合)のみ)

※ 障害やさまざまな支援の必要性から、通常の出検が困難な人は、出検方法について申請することができます。詳しいことは、中学校の先生にご相談ください。

(4) 調査書について

調査書は、調査書の提出期間中に、中学校から志願先の高等学校に提出(郵送または窓口へ直接提出)されます。ただし、中学校で厳封したものを、志願時または志願変更時に、志願者が直接提出することもできます。

※ 調査書は、令和8年4月1日現在で18歳以上の人は不要です。

志願変更
の範囲

(1) 志願変更期間中1回に限り、志願変更できます。

(2) 一般募集共通選抜およびインクルーシブ教育実践推進校特別募集において、二次募集を実施しているどの高等学校へも志願変更できます。ただし、インクルーシブ教育実践推進校特別募集への志願変更の場合、その志願資格を有する人に限ります。

(3) 全日制・定時制(夜間以外)の異なる課程の間でも志願変更できます。

(4) 異なる学科等へも志願変更できます。(同じ高等学校の異なる学科へも志願変更できます。)

志願変更
の手続

志願変更の手続については、一般募集共通選抜の二次募集に準じます。(本冊子 P.13 を参照)

※ インクルーシブ教育実践推進校特別募集内で志願変更する場合でも、新たに用意したインクルーシブ教育実践推進校特別募集用面接シート(第33号様式)およびインクルーシブ教育実践推進校特別募集志願資格確認書(第34号様式)を提出します。

志願取消

志願または志願変更後に、**入学を希望する他の学校の合格が決まった場合は、合格発表の前日(令和8年3月12日(木))正午までに**、次の手順により、必ず志願取消をしてください。

(1) 志願取消届(第12号様式:各中学校に用紙があります。)に必要事項を記入し、中学校長の確認印を受けます。

(2) 志願取消届を、志願先の高等学校に直接提出します。

二次募集
の検査

(1) 検査の内容および期日

面接 令和8年3月10日(火)

※ 面接の時間は、志願先の高等学校から指示されます。

(2) 検査の会場

志願先の高等学校

(3) 検査当日に持参するもの

受検票、筆記用具、上ばき(必要としない学校もあります。)、

志願先の高等学校から指示されたもの

二次募集
の選考方法

不正行為または妨害行為を行った者を除き、面接の結果を資料として総合的に選考し、二次募集の募集人員に、二次募集の募集人員に含めることができなかったインクルーシブ教育実践推進校特別募集入学辞退者による欠員分を加えた数まで、合格者を決定します。

合格者
の発表等

(1) 「合格者の発表」、「入学の許可」、「入学手続」については、一般募集共通選抜の二次募集に準じます。(本冊子 P.14 を参照)

(2) 「その他」については、一般募集共通選抜(二次募集を除く。)に準じます。(本冊子 P.10、11 を参照)

(3) 二次募集では、追検査は行いません。

中途退学者募集

募集を行う
高等学校

学校名	学科
県立横浜桜陽高等学校	単位制普通科
県立川崎高等学校	単位制普通科
県立厚木清南高等学校	単位制普通科

募集定員

中途退学者募集の募集定員については、次の県教育委員会のホームページに掲載しています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/bosyutei in.html>



志願資格

本冊子 P. 4 の I の「志願資格」に該当し、かつ、**高等学校等に 1 年以上在籍した後に中途退学し、当該高等学校等での修得単位がある人**が、対象となります。

志願の範囲

- (1) 志願できるのは、一つの高等学校に限ります。
- (2) 中途退学者募集に志願した人は、他の募集に同時に志願することはできません。
- (3) 他の都道府県の全日制の課程の公立高等学校(国立は除く。)を志願した人または志願予定の人は、志願することはできません。

日程

項目	期間・受付時間	備考
中途退学者募集の志願資格確認期間	令和 8 年 1 月 6 日(火)から 15 日(木)まで 午前 9 時～正午および午後 1 時～午後 4 時 (土曜日、日曜日、休日および各高等学校の学校閉庁日を除く。)	事前に志願予定先の高等学校に連絡してください。 学校閉庁日は、各高等学校のホームページを確認してください。
募集期間	【志願情報申請期間】 令和 8 年 1 月 23 日(金)午前 9 時から 1 月 29 日(木)正午まで 【中学校長承認期間】 令和 8 年 1 月 23 日(金)午前 9 時から 1 月 30 日(金)正午まで	【志願情報申請期間】に志願情報を申請し、【中学校長承認期間】に中学校の確認および中学校長の承認を受ける必要があります。 募集期間中は、志願取消はできません。
志願変更期間	【志願変更情報申請期間】 令和 8 年 2 月 4 日(水)午前 0 時から 2 月 6 日(金)正午まで 【中学校長承認期間】 令和 8 年 2 月 4 日(水)午前 0 時から 2 月 9 日(月)正午まで	【志願変更情報申請期間】に志願変更情報を申請し、【中学校長承認期間】に中学校による確認および中学校長の承認を受ける必要があります。

志願手続

(1) 志願者アカウント作成

- ア **A 県内の国公立中学校** **B 県外の国公立中学校や私立中学校等**の場合は、卒業した中学校を通して、志願者アカウントを作成します。
- イ **C 海外現地校等**の場合は、中学校を通さずに、県教育委員会が作成する専用の中学校アカウントを通して志願者アカウントを作成します。

(2) 中途退学者募集の志願資格確認

中途退学者募集の志願資格確認期間中に、次の書類を志願予定先の高等学校の窓口で提出し、志願予定先の高等学校から、出願サイト上で志願資格登録を受けます。

- ア 特別募集等の志願資格確認申請書
- イ 過去に在籍した高等学校等における単位修得証明書
- ※ **出願サイト上で志願資格登録がされないと、中途退学者募集に志願できません。**
- ※ その他の注意事項等については、海外帰国生徒特別募集に準じます。(本冊子 P. 18 を参照)

(3) 志願情報申請

出願サイトに、作成した志願者アカウントでログインし、志願情報を入力、申請します。

(4) 受検料納付

- ア 出願サイトから、受検料(2,200 円)を納付します。納付方法は、クレジットカード、コンビニ払いおよびページから選べます。別途、システム利用料がかかります。(本冊子 P. 3 を参照)
- ※ 納付した受検料は、原則として返還できません。
- イ 出願サイトからの納付ができない場合は、志願先の高等学校で現金納付することができます。
- ※ 志願先の高等学校以外で現金納付することはできません。

(5) 中学校の確認および中学校長の承認

中学校の確認および中学校長の承認を受けると、志願情報が志願先の高等学校に提出されます。

(6) その他

- ア 調査書の提出は不要です。
- イ 障害やさまざまな支援の必要性から、通常の受検が困難な人は、受検方法について申請することができます。詳しいことは、卒業した中学校の先生にご相談ください。

志願変更の
範囲と手続

- (1) 志願変更期間中1回に限り、他の高等学校の中途退学者募集に志願変更できます。
- (2) 志願変更の手続については、一般募集共通選抜に準じます。(本冊子P.6を参照)

志願取消

志願または志願変更後に、入学を希望する他の学校の合格が決まった場合は、合格発表の前日(令和8年2月26日(木))正午までに、必ず志願取消をしてください。手続については、一般募集共通選抜に準じます。(本冊子P.6を参照)

受検票
の印刷

- (1) 志願者は、出願サイトから受検票をダウンロードし、印刷の上で、検査当日に持参します。

印刷可能期間	備考
令和8年2月11日(水・休日)午前0時から	A4サイズの白紙に印刷してください。

- (2) 必ず検査前に、受検票に記載されている二次元コードまたはURLから「志願者へのお知らせ」を確認してください。志願先の高等学校ホームページからも確認することができます。

検査

- (1) 検査の内容および期日

学力検査・作文・面接 令和8年2月17日(火)

- (2) 検査の会場

志願先の高等学校

- (3) 学力検査の教科等・時間割 * 外国語(英語)はリスニングテストを含みます。

時刻	8:50~ 9:10	9:20~ 10:10	10:25	10:30~ 11:20	11:35	11:40~ 12:30	12:30~ 13:15	13:15	13:20~ 14:10	14:20~
教科 その他	検査に ついて の注意	外国語 (英語) *	(予鈴)	国語	(予鈴)	数学	(昼食)	(予鈴)	作文	面接

- (4) 検査当日に持参するもの

受検票、筆記用具※、昼食

※ 学力検査を実施する全ての公立高等学校でマークシート方式による解答用紙となっています。

※ 解答用紙への記入は、鉛筆またはシャープペンシルに限りませんが、問題用紙にチェックするためのマーカー等は使用できません。(マークシート方式の解答にあたっては、HBまたはBの黒鉛筆が適しています。また、シャープペンシルを使用する場合は、芯の太さが0.5mm以上のものが適しています。)

- (5) 学力検査に関する注意点

ア 学力検査は、志願先の高等学校が指定する教科をすべて受検します。

イ 携帯電話やスマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末等の情報端末、計算または辞書機能を持つ電子機器、定規、三角定規、コンパス、分度器等は検査会場へ持ち込めません。

ウ 学力検査当日、大雪等の非常事態により学力検査の実施について変更が予想される場合には、当日の朝(午前6:30以降)に、次によりお知らせしますので、直接確認してください。(変更の有無に関わらずお知らせします。)

・テレビ神奈川(データ放送のdボタン→赤ボタン→県のお知らせ)
・ウェブページ上に掲載
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/oshirase/kensa.html>



エ 学力検査中、不測の事態が生じた場合は、検査会場の監督者の指示に従ってください。

なお、外国語(英語)のリスニングテストにおいて放送設備等に不具合があった場合、監督者等の指示でリスニングテストに代わる問題(音声を用いない問題)に切り替えて実施することがあります。

- (6) 携帯電話等について

学力検査当日は、携帯電話やスマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末等の情報端末を検査会場に持ち込むことは禁止ですが、大雪等への対策で、持ち込む必要がある場合は、事前に保護者から志願先の高等学校へご相談ください。持ち込むことになった場合は、会場に着いたら電源を切り、氏名、受検番号を記入した封筒(中学校名入り)に入れ、志願先の高等学校の指示に従ってください。

追検査

追検査は、一般募集共通選抜に準じます。(本冊子P.8、9を参照)

選考方法

各高等学校が事前に公表した選考基準に基づいて、不正行為または妨害行為を行った者を除き、学力検査の結果、作文および面接の結果を資料として、総合的に選考し、合格者を決定します。また、資料の整わない者については、参考のできる資料を活用して適正に選考します。

合格者
の発表等

- (1) 「合格者の発表」、「入学の許可」、「入学手続」、「その他」については、一般募集共通選抜に準じます。(本冊子P.10、11を参照)

- (2) 志願変更先の高等学校に合格した場合、入学手続の期日までに、単位修得証明書を提出してください。

- (3) 二次募集は実施しません。

別科(横浜市立横浜商業高等学校の理容科・美容科)

志願資格
と学区

(1) 志願資格

別科への志願は、平成 23 年 4 月 1 日以前に出生した人で、次の A 欄の①から⑥までのいずれかに該当し、かつ、B 欄の①または②のいずれかに該当することが必要です。

A	① 中学校もしくはこれに準ずる学校もしくは義務教育学校または中等教育学校の前期課程を卒業または修了した人、または令和 8 年 3 月 31 日までに卒業する見込みまたは修了する見込みの人 ② 外国において、学校教育における 9 年の課程を修了した人、または令和 8 年 3 月 31 日までに修了する見込みの人 ③ 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程があるとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した人、または令和 8 年 3 月 31 日までに修了する見込みの人 ④ 中学校を卒業した人と同等以上の学力を有するものとして文部科学大臣が指定した人 ⑤ 就学義務猶予・免除者等に対する中学校卒業程度認定試験により認定証書が授与された人 ⑥ 中学校を卒業した人と同等以上の学力があるものとして高等学校長が認めた人
B	① 神奈川県内に住所または勤務地がある人 ② 県外から本県に転居予定または勤務予定の人で、県教育長の志願の承認を受けた人

(2) 学区

県内のどこからでも志願することができます。

募集定員

理容科・美容科それぞれの募集定員については、次の県教育委員会のホームページに掲載しています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/bosyutei in.html>



志願の範囲

- (1) 横浜市立横浜商業高等学校別科以外の高等学校の学科等に同時に志願することはできません。
- (2) 横浜市立横浜商業高等学校別科については、同じ高等学校の他の学科を第 2 希望として志願することができます。

日程

項目	期間・受付時間	備考
募集期間	【志願情報申請期間】 令和 8 年 1 月 23 日(金)午前 9 時から 2 月 6 日(金)正午まで 【中学校長承認期間】 令和 8 年 1 月 23 日(金)午前 9 時から 2 月 9 日(月)正午まで	【志願情報申請期間】に志願情報を申請し、【中学校長承認期間】に中学校の確認および中学校長の承認を受ける必要があります。 募集期間中は、志願取消はできません。
調査書等の提出期間	令和 8 年 1 月 23 日(金)から 2 月 12 日(木)まで 午前 9 時～正午および午後 1 時～午後 4 時 (土曜日、日曜日および休日を除く。)	

志願手続

(1) 志願者アカウント作成

- ア **A 県内の国公立中学校** **B 県外の国公立中学校や私立中学校等**の場合は、在籍(卒業)中学校を通して、志願者アカウントを作成します。
- イ **C 海外現地校等**の場合は、中学校を通さずに、県教育委員会が作成する専用の中学校アカウントを通して志願者アカウントを作成します。

(2) 志願資格承認申請 (該当する人のみ)

志願資格承認申請が必要な人は、志願資格承認申請期間中に、入学志願資格承認申請書(第 18 号様式)を横浜市立横浜商業高等学校別科の窓口で提出してください。

志願資格承認申請期間	受付時間	備考
令和 8 年 1 月 6 日(火)から 15 日(木)まで (土曜日、日曜日、休日および横浜市立横浜商業高等学校別科の学校閉庁日を除く。)	午前 9 時～正午および 午後 1 時～午後 4 時	事前に横浜市立横浜商業高等学校別科に連絡してください。

注意 学校閉庁日は、横浜市立横浜商業高等学校別科のホームページを確認してください。

(3) 志願情報申請

出願サイトに、作成した志願者アカウントでログインし、志願情報を入力、申請します。

(4) 受検料納付

ア 出願サイトから、受検料(2,200円)を納付します。納付方法は、クレジットカード、コンビニ払いおよびページから選べます。別途、システム利用料がかかります。(本冊子P.3を参照)

※ 納付した受検料は、原則として返還できません。

イ 出願サイトからの納付ができない場合は、横浜市立横浜商業高等学校別科で現金納付することができます。

※ 横浜市立横浜商業高等学校別科以外で現金納付することはできません。

(5) 中学校の確認および中学校長の承認

中学校の確認および中学校長の承認を受けると、志願情報が横浜市立横浜商業高等学校別科に提出されます。

(6) 提出書類

次の提出書類は、中学校長から横浜市立横浜商業高等学校別科に提出(郵送または窓口へ直接提出)されます。

ア 調査書(第11号様式)(中学校長が作成します。)

イ 長期の欠席を理由とする選抜方法に関する書類(第7号様式、第8号様式(中学校長が作成します。)、第9号様式)(該当する人のみ)

※ 調査書は、令和8年4月1日現在で18歳以上の人は不要です。

※ 障害やさまざまな支援の必要性から、通常の出検が困難な人は、出検方法について申請することができます。詳しいことは、中学校の先生にご相談ください。

志願変更はできません。

志願変更

志願後に、入学を希望する他の学校の合格が決まった場合は、合格発表の前日(令和8年2月26日(木))正午までに、必ず志願取消をしてください。手続については、一般募集共通選抜に準じます。(本冊子P.6を参照)

志願取消

受検票
の印刷

(1) 志願者は、出願サイトから受検票をダウンロードし、印刷の上で、検査当日に持参します。

印刷可能期間	備考
令和8年2月11日(水・休日)午前0時から	A4サイズの白紙に印刷してください。

(2) 必ず検査前に、受検票に記載されている二次元コードまたはURLから「志願者へのお知らせ」を確認してください。横浜市立横浜商業高等学校別科のホームページからも確認することができます。

検査

(1) 検査の内容および期日

学力検査 令和8年2月17日(火)

面接 令和8年2月18日(水)または19日(木)

※ 面接の日時は、「志願者へのお知らせ」に記載されます。

(2) 検査の会場

横浜市立横浜商業高等学校別科

(3) 学力検査の教科等・時間割 * 外国語(英語)はリスニングテストを含みます。

時刻	8:50~ 9:10	9:20~ 10:10	10:25	10:30~ 11:20	11:35	11:40~ 12:30
教科 その他	検査について の注意	外国語 (英語)*	(予鈴)	国語	(予鈴)	数学

(4) 検査当日に持参するもの

ア 学力検査について

受検票、筆記用具※、上ばき

※ 学力検査はマークシート方式による解答用紙となっています。

※ 解答用紙への記入は、鉛筆またはシャープペンシルに限りますが、問題用紙にチェックするためのマーカー等は使用できます。(マークシート方式の解答にあたっては、HBまたはBの黒鉛筆が適しています。また、シャープペンシルを使用する場合は、芯の太さが0.5mm以上のものが適しています。)

イ 面接について

受検票、筆記用具、上ばき、横浜市立横浜商業高等学校別科から指示されたもの

(5) 学力検査に関する注意点

ア 学力検査は、横浜市立横浜商業高等学校別科が指定する教科をすべて受検します。

イ 携帯電話やスマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末等の情報端末、計算または辞書機能を持つ電子機器、定規、三角定規、コンパス、分度器等は検査会場へ持ち込めません。

ウ 学力検査当日、大雪等の非常事態により学力検査の実施について変更が予想される場合には、当日の朝(午前6:30以降)に、次によりお知らせしますので、直接確認してください。(変更の有無に関わらずお知らせします。)

・テレビ神奈川(データ放送のdボタン→赤ボタン→県のお知らせ)
・ウェブページ上に掲載
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/oshirase/kensa.html>



エ 学力検査中、不測の事態が生じた場合は、検査会場の監督者の指示に従ってください。
なお、外国語(英語)のリスニングテストにおいて放送設備等に不具合があった場合、監督者等の指示でリスニングテストに代わる問題(音声を用いない問題)に切り替えて実施することがあります。

(6) 携帯電話等について

学力検査当日は、携帯電話やスマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末等の情報端末を検査会場に持ち込むことは禁止ですが、大雪等への対策で、持ち込む必要がある場合は、事前に保護者から中学校へご相談ください。持ち込むことになった場合は、会場に着いたら電源を切り、氏名、受験番号を記入した封筒(中学校名入り)に入れ、横浜市立横浜商業高等学校別科の指示に従ってください。

なお、県内国公立中学校に在籍していない人で、大雪等への対策で持ち込む必要がある場合は、横浜市立横浜商業高等学校別科にご相談ください。

追検査

追検査は、一般募集共通選抜に準じます。(本冊子 P. 8、9 を参照)

選考方法

横浜市立横浜商業高等学校別科が事前に公表した選考基準に基づいて、不正行為または妨害行為を行った者を除き、学力検査の結果および面接の結果を資料として、総合的に選考し、合格者を決定します。

合格者の発表等

「合格者の発表」、「入学の許可」、「入学手続」については、一般募集共通選抜に準じます。(本冊子 P. 10 を参照)

その他

- (1) 志願者数等については、募集期間の最終日、県教育委員会の記者発表後、横浜市立横浜商業高等学校別科のホームページまたは神奈川県ホームページの「記者発表」よりご覧いただけます。
- (2) 志願者数、合格者等については、電話等による問合せには一切応じません。
- (3) 志願手続についてわからないときは、横浜市立横浜商業高等学校別科にお問い合わせください。
- (4) 入学者選抜に関する「自分の個人情報」は、個人情報の保護に関する法律に基づき、文書による開示請求をすれば、指定された期日に見ることができます。(ただし、請求しても見ることができないものもあります。)
- (5) 入学者選抜の資料とした合格者(入学を希望する者に限る。)の住所・氏名等の個人情報は、個人情報の保護に関する法律に基づいて、その後の教育活動のために使用することがあります。
- (6) 経済的な理由で支払が困難な方に対し、受験料および入学金の全部または一部を免除する制度があります。詳しいことは、横浜市立横浜商業高等学校別科にお問い合わせください。(本冊子 P. 38 を参照)
- (7) 二次募集は実施しません。

志願資格承認・学区確認

I 志願資格承認について

志願資格承認の申請が必要な人

次の①～④のいずれかに該当する人が神奈川県公立高等学校の全日制の課程を受検するときは、事前に志願資格承認申請という手続を行い、県教育長から志願資格承認を受ける必要があります。

- ① 県外から本県に転居を予定している人(保護者の転勤等に伴い、志願者および保護者が令和8年4月1日までに県内に居住する予定の人)
- ② 山梨、静岡両県の本県に隣接する特定の地域に居住しており、通学の便宜上、本県の最寄りの高等学校へ志願することが妥当と認められる人
- ③ 県外から県立海洋科学高等学校を志願する人で、船舶職員養成施設に指定された水産に関する学科を置く公立高等学校のない府県に居住している人
- ④ その他特別な事情がある人(本冊子P.4のIの「志願資格」にあるA欄の②～⑤に該当する人を含みます。)

申請の方法

県教育長の志願資格承認を受ける必要がある人(前記①～④に該当する人)は、次の書類を提示または提出してください。

- (1) **神奈川県公立高等学校入学志願資格承認申請書(第15号様式)**
申請書の所定欄に在籍(卒業)中学校長の副申を受けてください。
- (2) **前記①に該当する人は、次のものを申請書に添付してください。**
 - ア 転居予定先の住所を確認できる次のa～eのいずれかの書類
 - a 家屋の登記簿謄本または登記事項証明書(いずれも発行後、6か月以内のもの)
 - b 建築確認通知書、建築計画確認書、入居決定通知書、売買契約書のいずれか(転居先の建物が建築中の場合等)
 - c 公団住宅、公舎、社宅へ入居する場合は、その管理者の証明書
 - d 家主との契約書(契約予定を含む。)
 - e その他、転居予定の事実を証明できるもの
 - ※ 住民票の写し等では確認しません。
 - イ 転居取りやめるときは入学を辞退する旨の念書(第19号様式)
 - ウ アの書類の所有者名義または賃借人名義が志願者本人またはその保護者でない場合は、名義人による同居同意書(第20号様式)
- (3) **前記②に該当する人は、志願者および同居している保護者の住民票の写し等を申請書に添付してください。**
- (4) **前記③に該当する人は、志願者本人が船舶職員養成施設に指定された水産に関する学科を置く公立高等学校のない府県に居住することを証明するもの(住民票の写し等)を申請書に添付してください。**
- (5) **前記④に該当する人は、その事実を証明できるものを申請書に添付してください。**
- (6) その他申請に関わる事実を証明する書類(必要な人のみ)

申請期間および申請書等の提出場所

(1) 窓口での申請

申請期間	窓口の受付時間	提出場所
令和7年11月29日(土)および 令和7年12月1日(月)から 令和8年1月15日(木)まで (土曜日、日曜日、休日および令和7年12月29日(月)から令和8年1月3日(土)までを除く。)	午前9時～正午 および 午後1時～午後4時	神奈川県教育委員会教育局 指導部高校教育課 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁東庁舎6階 *裏表紙の案内図参照

※ 郵送による申請はできません。

※ 上記の申請期間のうち、令和7年11月29日(土)の受付時間等については、県教育委員会のホームページ「令和8年度神奈川県公立高等学校入学選抜への県外・海外・私立等からの志願者説明会」をご覧ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/r8/kengaisetsumeikai.html>

※ 令和8年1月16日(金)以降については、やむを得ないと認められる場合、上記の提出場所で受け付けます。ただし、土曜日、日曜日および休日を除きます。

(2) e-kanagawa電子申請システムによる申請

前記「志願資格承認の申請が必要な人」①、または④のうち本冊子P.4のIの「志願資格」にあるA欄の②に該当する場合、e-kanagawa電子申請システムによる申請を行うことができます。

申請期間	申請先
令和7年11月29日(土)午前0時から 令和7年12月26日(金)午後4時まで	次の県教育委員会ホームページに掲載し、別途案内します。 https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/shiganshikakushinsei.html



(1) 2月に行う検査を受検する人

志願資格が承認されると、県教育委員会により、出願サイトに承認情報の登録が行われます。志願者アカウントの作成が完了していないと、承認情報が登録できないので、申請時に志願者アカウントを作成していない場合は、すみやかに作成してください。

(2) 3月に行う検査(二次募集)を受検する人

県教育委員会より志願資格承認書を受け取り、入学願書と併せて志願先へ提出してください。志願資格承認書の交付期間および交付場所は次表のとおりです。

交付期間	窓口の受付時間	交付場所
令和8年2月27日(金)から 令和8年3月6日(金)まで (土曜日および日曜日を除く。)	午前9時～正午および 午後1時～午後4時	神奈川県教育委員会教育局 指導部高校教育課 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁東庁舎6階 *裏表紙の案内図参照

II 学区確認について(横浜市立および川崎市立の高等学校)

(1) 高等学校(学科・コース)と学区

横浜市立および川崎市立の高等学校への志願に際しては、横浜市立高等学校通学区区域規則および川崎市立高等学校の通学区区域に関する規則(以下「各通学区区域規則」といいます。)によって、次表のように学区が定められている学校があります。学区外からの志願も可能ですが、学区外から志願する際には、入学を許可される人数の制約があります。

高等学校および学科・コース	学区	学区外入学許可限度数
⑦ 横浜市立桜丘高等学校 普通科 // 東高等学校 単位制普通科 (特別募集を除く。) // 戸塚高等学校 単位制普通科一般コース // みなと総合高等学校 単位制総合学科 (特別募集を除く。)	横浜市 全域	志願する学科 またはコースの 募集定員の8%以内
横浜市立金沢高等学校 普通科		志願する学科の 募集定員の30%以内
⑧ 川崎市立橘高等学校 普通科 // 高津高等学校 普通科 // 幸高等学校 普通科	川崎市 全域	志願する学科の 募集定員の8%以内
⑨ 横浜市立横浜商業高等学校(別科を含む。) // 戸塚高等学校 単位制普通科音楽コース // 横浜サイエンスフロンティア高等学校 単位制理数科 特別募集における横浜市立高等学校の各学科 ⑧以外の川崎市立高等学校の各学科	県内 全域	

※ ⑨の高等学校(学科・コース)に志願する人は、後記の学区確認申請は不要です。

(2) 通学区区域規則上の区分



各通学区区域規則に従い、次表のとおり志願者の居住地等の状況により、前記(1)の表の⑦～⑨の高等学校(学科・コース)ごとに、各通学区区域規則上の区分が第3条・第4条に分かれます。また、学区外から身体の状態を理由として志願する人が、志願先の高等学校長の許可を得た場合は、第5条になります。

(1)の表の 高等学校お よび学科・ コースの区 分	当該市内に居住		当該市外(県内)に居住		県外に居住	
	当該市外 への転居予 定なし	①当該市外 への転居予 定あり	②当該市内 への転居予 定あり	当該市内 への転居予 定なし	③当該市内 への転居予 定あり	④当該市外 への転居予 定あり
⑦	第3条	第4条★	第3条★	第4条	第3条★	第4条★
⑧	第3条	第4条★	第3条★	第4条	第3条★	第4条★
⑨	第3条					

※ 第4条に該当する人は、志願情報申請後の「中学校の確認および中学校長の承認」において、「中学校の証明・同意・確認」のBの項目「各通学区区域規則第4条の規定による志願に同意した。」に、チェックを受ける必要があります。

※ ★欄の志願者(転居の予定のある方)やその他特別な事情のある方は、次ページの「学区確認申請が必要な人」に該当します。

※ 自身がどの通学区域規則上の区分に該当するかについて、詳細は、次の各市教育委員会のホームページをご参照ください。

横浜市教育委員会	https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/hischool/kokonyusen.html	
川崎市教育委員会	https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000176313.html	

学区確認
申請が
必要な人

前記「学区」(1) 高等学校(学科・コース)と学区の表中の㊦および㊧の高等学校の学科・コースに志願する人のうち、(2) 通学区域規則上の区分の表中の①～④のいずれかに該当する人、またはその他特別な事情により申請が必要な人は、事前に学区確認の申請が必要です。必要書類を準備して、当該市の教育委員会で学区確認承認申請を行ってください。郵送による申請はできません。

	申請の理由	必要な書類
①	志願者および保護者が令和8年4月1日までに県内での転居を予定している人(当該の市内から市外へ転居予定)	ア 提出書類 [学区確認申請書(第22号様式の1)] (申請書の所定欄に在籍(卒業)中学校長の証明等を受けてください。) イ 提示書類 [念書(第23号様式)] [同居同意書(第24号様式)] (祖父母宅等に同居の場合)
②	志願者および保護者が令和8年4月1日までに県内での転居を予定している人(当該の市外から市内へ転居予定)	イ 提示書類 神奈川県内の住所を証明する[家屋の登記簿謄本、建築確認通知書、社宅等の管理者の証明書または賃貸契約書等]のいずれかの書類 ※住民票の写し等では確認しません。
③	志願者および保護者が令和8年4月1日までに県外から転居を予定している人(当該の市内へ転居予定)	ア 提出書類 [学区確認申請書(第22号様式の1)] (申請書の所定欄に在籍(卒業)中学校長の証明等を受けてください。) イ 提示書類 [特別な事情を証明できるもの]
④	志願者および保護者が令和8年4月1日までに県外から転居を予定している人(当該の市外へ転居予定)	イ 提示書類 [住民票の写し等(本人・同居親族等)] [住民票の写し等(父母)]
⑤	【特別な事情】 特別な事情により、保護者である父母双方と県内で別居している人、または保護者である父母いずれか一方がいない場合に、保護者と県内で別居している人(当該の市内または当該の市外における別居を除く。)	ア 提出書類 [学区確認申請書(第22号様式の1)] (申請書の所定欄に在籍(卒業)中学校長の証明等を受けてください。) イ 提示書類 [住民票の写し等(本人・同居親族等)] [住民票の写し等(未成年後見人)]
⑥	【特別な事情】 志願者の未成年後見人が、志願者とは異なる県内の地域(横浜市の内外または川崎市の内外)に居住している人	イ 提示書類 [住民票の写し等(本人・同居親族等)] [住民票の写し等(未成年後見人)]

【学区確認申請を省略できる人(中学校の確認が必要)】

㊦および㊧の高等学校の学科・コースに志願する人のうち、以下の事由に該当する人は、中学校が確認することにより、学区確認申請を省略することができます。

事由	対応等
県内に居住し志願資格を有する人で、中学校を卒業または修了した人(外国人学校等を卒業または修了した人も含む。)	学区確認申請書の提出は必要ありません。 志願情報申請後の「中学校の確認および中学校長の承認」において、「中学校の証明・同意・確認」のCの項目「各学区確認実施要領による学区確認を行った。」に、チェックを受ける必要があります。(後記「申請後の流れ」を参照。)
志願者および保護者である父母の住所と、志願者の在学中中学校の所在地が異なる地域(横浜市の内外または川崎市の内外)にある、公立中学校の在学者	
保護者の一方と県内に居住する志願者であって、保護者の他の一方が勤務の関係等により志願者と異なる地域(横浜市の内外または川崎市の内外)に居住している人	

(1) 窓口での申請

申請期間	窓口の受付時間	提出場所
令和7年11月29日(土)および 令和7年12月1日(月)から 令和8年1月15日(木)まで (土曜日、日曜日、休日および令和7 年12月29日(月)から令和8年1月 3日(土)までを除く。)	午前9時～正午および 午後1時～午後4時	横浜市立の高等学校の学区確認申請 横浜市教育委員会事務局 学校教育部高校教育課 横浜市中区本町6-50-10 横浜市役所14階 川崎市立の高等学校の学区確認申請 川崎市教育委員会事務局 学校教育部指導課 川崎市川崎区宮本町1南庁舎7階 ※裏表紙の案内図参照

※ 郵送による申請はできません。

※ 上記の申請期間のうち、令和7年11月29日(土)の受付時間等については、県教育委員会のホームページ「令和8年度神奈川県公立高等学校入学者選抜への県外・海外・私立等からの志願者説明会」をご覧ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/r8/kengaisetsumeikai.html>

※ 令和8年1月16日(金)以降については、必要があると認められる場合、上記の提出場所で受け付けます。ただし、土曜日、日曜日および休日を除きます。



(2) 電子申請による申請

申請期間	申請先
令和7年11月29日(土)午前0時から 令和7年12月26日(金)午後4時まで	次の県教育委員会ホームページに掲載し、別途案内します。 https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/gakkukakuninshinsei.html



(1) 2月に行う検査を受検する人

ア 学区確認結果の登録について

承認されると、当該市教育委員会により、出願サイトに学区確認結果の登録が行われます。志願者アカウントの作成が完了していないと、学区確認結果の登録ができないので、申請時に志願者アカウントを作成していない場合は、すみやかに作成してください。

イ 通学区域規則上の区分について

出願サイトでの志願情報作成時に、「通学区域規則上の区分」欄の該当する区分(第3条、第4条、第5条)を選択してください。(志願者は必ず、本冊子P.34の「学区」(2)通学区域規則上の区分の表で確認してください。)

第3条…【学区内から志願】する場合の区分

第4条…【学区外から志願】する場合の区分

第5条…【学区外から身体の状態を理由として志願する人が、志願先の高等学校長の許可を得て志願】する場合の区分

ウ 中学校の証明・同意・確認について

(ア) 第4条に該当する人は、志願情報申請後の「中学校の確認および中学校長の承認」において、「中学校の証明・同意・確認」のBの項目(※)に、チェックを受ける必要があります。

(イ) 前記の【学区確認申請を省略できる人(中学校の確認が必要)】により、学区確認申請を省略された人は、志願情報申請後の「中学校の確認および中学校長の承認」において、「中学校の証明・同意・確認」のCの項目(※)に、チェックを受ける必要があります。

(※)出願サイトにおける中学校の証明・同意・確認のB・Cの項目について

・ Bの項目：横浜市立・川崎市立の高等学校を志願する際に、中学校が各通学区域規則第4条の規定による志願に同意したことを示す項目。

・ Cの項目：横浜市立・川崎市立の高等学校を志願する際に、中学校が各学区確認実施要領(3の(1)のイ)による学区確認を行ったことを示す項目。

(2) 3月に行う検査(二次募集)を受検する人

二次募集において、特別な手続は不要です。

○ 面接シートまたは学校独自の様式による書類提出が必要な学校について

【一般募集共通選抜における特色検査】

学校名	学科	特色検査	提出書類
県立津久井	普通科・福祉科	自己表現検査	自己PR書
県立相模原弥栄	単位制音楽科	実技検査	特色検査(実技)提出用紙 ※提出方法・期間については、学校ホームページを確認してください。
県立釜利谷	普通科	面接	クリエイティブスクール用面接シート
県立横須賀南	普通科	面接	クリエイティブスクール用面接シート
	福祉科	面接	面接シート
県立小田原北	普通科	面接	クリエイティブスクール用面接シート
県立大和東	普通科	面接	クリエイティブスクール用面接シート
県立青葉総合	単位制総合学科	面接	クリエイティブスクール用面接シート
県立舞岡	普通科	面接	舞岡面接シート
県立上矢部	普通科・美術科	面接	面接シート
川崎市立橘	普通科	面接	橘高等学校全日制普通科用面接シート
	国際科	面接	橘高等学校全日制国際科用面接シート
県立厚木北	スポーツ科学科	面接	面接シート
県立愛川	普通科	面接	自己紹介シート
県立中央農業	園芸科学科・畜産科学科・農業総合科	面接	中農シート
県立商工	総合ビジネス科・総合技術科	面接	面接シート
県立藤沢工科	総合技術科	面接	面接シート
横浜市立横浜商業	国際学科	面接	面接シート
川崎市立川崎	生活科学科・福祉科	面接	面接シート
県立吉田島	単位制都市農業科・単位制食品加工科 単位制環境緑地科・単位制生活科学科	面接	吉田島面接シート

【海外帰国生徒特別募集・在県外国人等特別募集における面接】

募集区分	学校名	学科・コース	提出書類
海外帰国生徒 特別募集	県立横浜国際	単位制国際科(国際バカロレアコースを除く。) 単位制国際科国際バカロレアコース	面接シート
	県立新城	普通科	面接シート
	県立西湘	普通科	面接シート
	県立相模原弥栄	単位制普通科	面接シート
	県立伊志田	普通科	面接シート
在県外国人等 特別募集	県立鶴見総合	単位制総合学科	面接シート
	県立磯子工業	機械科・電気科・建設科・化学科	面接シート
	県立新栄	普通科	面接シート
	県立大師	単位制普通科	面接シート
	県立橋本	普通科	面接シート
	県立相模原弥栄	単位制普通科	面接シート
	県立高浜	普通科	面接シート
	県立藤沢総合	単位制総合学科	面接シート
	県立大和南	普通科	面接シート
	県立伊勢原	普通科	面接シート
	県立愛川	普通科	自己紹介シート
横浜市立みなと総合	単位制総合学科	面接シート	

・面接シート(第14号様式)掲載ホームページ

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/jishiyoryo.html>



・学校独自の様式掲載ホームページ

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/dokuziyoushiki.html>



※ 掲載内容は、令和7年度の内容です。制度改正により変更となる場合があります。

○ 神奈川県公立高等学校の学費について

- ◆ 授業料
全日制 年額 118,800円
なお、高等学校ごとに定めた生徒会費等の諸経費が別途必要になります。
- ◆ 就学支援金・臨時支援金制度（別科を除く。）
申請の手続を行うことで、授業料の負担がなくなります。
 - 対象となる方
保護者全員の所得について、以下の計算式により計算した額が30万4,200円（年収約910万円）未満の世帯の方は就学支援金、30万4,200円以上の世帯の方は臨時支援金の対象となります。
[算定式] 市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額
※ ただし、政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に4分の3を乗じて計算します。
 - 支給額
全日制 年額 118,800円
※ 学校が生徒に代わって国から就学支援金を受領し、授業料に充てるため、生徒は授業料を納める必要がなくなります。（実際に就学支援金がお手元に支給される制度ではありません。）
 - 手続について
入学する高等学校で合格発表時に手続に関するお知らせ等を配付します。申請は、原則オンラインで受け付けますが、書面での申請も可能です。いずれかで、入学する高等学校に申請してください。
就学支援制度については、県のWebページでも案内しています。Webページには、令和7年度新入生へ合格発表時に配付した、手続に関するお知らせも参考に掲載されています。
掲載ページURL：<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/en7/cnt/f533737/index.html>
「神奈川県 就学支援金」で検索
 - 対象となる方は必ず手続をしてください。手続が行われないと授業料をご負担いただきます。
 - 問合せ先 各高等学校の事務室または神奈川県教育委員会財務課財務指導グループ
電話 (045)210-8113(直通) ※ 手続は各高等学校で行います。

○ 神奈川県公立高等学校受検料等減免制度について

- ◆ 神奈川県立の高等学校では、受検料（入学検定料）および入学料について、全部または一部を減免する制度があります。減免の対象となる方は、次のいずれかに該当する方です。
 - 対象となる方
生活保護を受給されている方、児童福祉施設等に入所されている方、保護者（親権者）等の都道府県民税所得割額および市町村民税所得割額の合算額が非課税（0円）の方、災害を受けた方、失職等による家計急変（当該年度中または当該年度の前年度中に限る。）により都道府県民税所得割額および市町村民税所得割額の合算額が85,500円未満となる方は**全額免除**、保護者（親権者）等の都道府県民税所得割額および市町村民税所得割額の合算額が85,500円未満の方は**半額免除**
 - 申請方法
入学検定料および入学料について減免を希望される方は申請手続が必要です。
原則、e-kanagawa電子申請システムにて志願予定の県立高等学校に申請してください。（電子申請期間後は書面申請のみ受付となります。）
申請ページURL：https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=89934
e-kanagawa電子申請システムによる申請ではなく、書面申請を希望される場合は、中学校または県立高等学校にある申請書類に必要事項を記入して、志願予定の県立高等学校に申請してください。
なお、必ず申請する県立高等学校の事務室にお早めに事前相談をしてください。**入学検定料は募集期間開始日の前日までに、入学料は入学手続開始日の前日までに**申請しないと受け付けできません。**それぞれの期限までに申請がなかった場合、減免できません**ので、ご注意ください。
 - 減免される額
全日制 入学検定料 2,200円（全額免除） 1,100円（半額免除）
入 学 料 5,650円（全額免除） 2,825円（半額免除）
 - 問合せ先 各高等学校の事務室または神奈川県教育委員会財務課財務指導グループ
電話 (045)210-8113(直通) ※ 手続は各高等学校で行います。
- ◆ 横浜市立、川崎市立、横須賀市立の各高等学校の受検料（入学検定料）および入学料について、全部または一部を減免する制度があります。減免となる対象の方は次のいずれかに該当する方です。
なお、申請される方は必ず、志願予定の市立高等学校の事務室にお早めに事前相談をしてください。
（※ 横須賀市は下記問合せ先に事前相談をしてください。）

区分	主な免除対象者	担当および電話番号
横浜市立	・保護者が災害等により、学費の支弁が困難となっている方 ・生活保護を受けている方、またはこれに準ずる方 ・その他教育長が特に必要があると認める方	横浜市教育委員会 事務局学校教育部学校支援・地域連携課 (045)671-3474
川崎市立	・生活保護を受けている方 ・保護者が災害、傷病、失業等により生活に困窮している方 ・その他教育委員会が減免の必要があると認める方	川崎市教育委員会 事務局総務部学事課 (044)200-3269
横須賀市立	・学費負担者が災害、病気、失業等で生活が困窮している方 ・生活保護者、または準生活保護者 ・その他市長において特に必要があると認める方	横須賀市教育委員会 事務局学校教育部教育指導課（総務係） (046)822-8525

※ 掲載内容は、令和7年度の内容です。制度改正により変更となる場合があります。

○ 神奈川県高等学校奨学金の貸付けについて

1 貸付対象

次のア、イのいずれかに該当する方

- ア 県内に在住し、県内の高等学校等（高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部）に在学する生徒
- イ 保護者が県内に在住し、高等学校等または専修学校の高等課程に在学する生徒

2 貸付内容

- (1) 貸付月額
(新入生) 国公立 1万円、2万円または3万円（いずれか選択）
私立 1万円、2万円、3万円、4万円または5万円（いずれか選択）
※ 2年生以上は上限額が1万円下がりますが、申請（要件あり）により1万円を加算し、新入生の時と同額の貸付けを受けることができます。
- (2) 貸付期間 4月から翌年3月までの1年間（予約採用・定期採用の場合）
- (3) 貸付方法 7月下旬（4月分～9月分）、10月下旬（10月分～12月分）、1月下旬（1月分～3月分）の年3回、本人が指定した銀行口座に振り込みます。（定期採用の例）

3 連帯保証人

連帯保証人が原則2人※必要になります。
※ 保護者1人と別の独立の生計を営む成年者1人。貸付決定後に印鑑登録証明書とともに借用証書を提出いただきます。

4 申込方法

① 予約採用（高校等入学前に申込）

- (1) 募集案内等 募集内容、申込期間、申込書等は10月末ごろに中学校を通じてご案内しますので、担任の先生等にお申出ください。（県教育委員会のホームページにも掲載）
- (2) 提出先 神奈川県教育委員会財務課へ申し込みます。
審査の上、入学前に採用を決定しますが、高校等入学後に改めて願書等を入学した学校に提出していただく必要があります。
- (3) 短期臨時奨学金 予約採用された方のうち希望される方は、短期臨時奨学金として、高校入学後の奨学金の一部を前倒しして高校入学前の3月に貸付けを受けることができます。

② 定期採用（高校等入学後に申込）

- (1) 募集案内等 募集案内、願書等は高校等で配付します。（県教育委員会のホームページにも掲載）申込手続については、各高校等の担当者にお問い合わせください。
- (2) 提出先 学校長の推薦が必要ですので、各高校等を通じて手続をしてください。
- (3) 申込期間 定期採用は4月に募集します。各高校等が定める期限までにお申込みください。
※ 募集締切後に貸付けが必要となった方は随時採用にお申込みが可能です。（随時採用の募集は1月末まで）

5 返還方法

- (1) 返還期間等 高校卒業後6か月経過した後から、貸付期間の4倍以内の期間で返還します。返還方法は、月払（毎月）、半年分のまとめ払い（毎年7月と12月）または1年分のまとめ払い（毎年12月）。高等学校奨学金は無利息です。
- (2) 返還猶予等 大学等へ進学した場合等は申請により返還の猶予が可能です。また、一定の条件を満たした場合に限り、返還が免除になることがあります。

6 問合せ先

神奈川県教育委員会 財務課 高校奨学金グループ 電話(045)210-8251(直通)
ホームページ <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/en7/cnt/f324/>

○ 神奈川県高校生等奨学給付金について

1 給付対象

生活保護（生業扶助）受給世帯 または 住民税所得割非課税世帯※
※ 家計急変により非課税相当となった世帯を含む。

2 制度内容

授業料以外の教育費負担を軽減するための給付金（返還不要）

区分	支給額（国公立高等学校等）
生活保護（生業扶助）受給世帯	32,300円
住民税所得割非課税世帯	全日制・定時制 143,700円
	通信制・専攻科 50,500円

- ・ 給付を受けるためには申請が必要です。（高校等入学後に学校へ申請）
- ・ 制度の詳細は県教育委員会のホームページをご覧ください。（私立高等学校等は本冊子P.40をご覧ください。）

3 問合せ先

神奈川県教育委員会 財務課 高校奨学金グループ 電話(045)210-8251(直通)
ホームページ <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/en7/cnt/f531013/>

○ 私立高等学校等の学費支援制度等について

この内容は令和7年度のもので、令和8年度以降制度が変更となる場合があります。

授業料・入学金補助制度

神奈川県では私立高等学校等に在学する生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、返還不要の入学金・授業料の補助を行っています。

授業料については、年収約750万円未満（多子世帯は年収約910万円未満）の世帯の方に対して、県内私立高校の平均授業料468,000円まで、入学金については、生活保護世帯・住民税非課税世帯の方に対して県内私立高校の平均入学金211,000円まで支援します。

また、年収約910万円以上の世帯の方に対して、118,800円までの授業料を支援する「高校生等臨時支援金」があります。（令和7年度限り）

私立高等学校等…専修学校（高等課程）、中等教育学校（後期課程）を含みます。

令和7年5月1日時点の制度となります。

令和7年度の授業料・入学金補助額（年額）

		所得区分	授業料補助		入学金補助	補助上限額※6
年 収 目 安 （ モ デ ル 世 帯 ） ※ 3	生活保護世帯	令和7年1月1日現在で生活保護	①高等学校等就学支援金（国） 396,000円 （通信制 297,000円）	②学費補助金（県）※2 72,000円 （通信制 171,000円）	211,000円	授業料：468,000円 入学金：211,000円
	住民税非課税世帯	「県民税・市町村民税の所得割額の合算額」が0円				
	270万円～590万円未満	154,500円未満	118,800円	349,200円	100,000円	授業料：468,000円 入学金：100,000円
	590万円～750万円未満	227,100円未満				
	750万円～800万円未満	251,100円未満	74,400円			授業料：193,200円
	多子世帯※4	251,100円未満	349,200円			授業料：468,000円
	800万円～910万円未満	304,200円未満				授業料：118,800円
	※5 多子世帯※4	304,200円未満		349,200円		授業料：468,000円

※1 父母の合計額です。年収はあくまで目安です。「所得区分」記載の計算方法により審査を行います。

政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じます。また生徒が早生まれであり、扶養控除の適用が他の同年生の生徒よりも1年遅くなる場合は、該当生徒を自己の扶養親族としている保護者等の「課税標準額」から33万円を減じます。

令和7年4月～6月分の高等学校等就学支援金は令和6年度の税額で判定します。

※2 保護者等が国外在住等により、市町村民税の課税標準額や調整控除の額を確認できない場合は学費補助金の対象となりません。

※3 両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が給与所得者として働いている世帯をモデルとした年収の目安です。

※4 23歳未満の扶養している子どもが3人以上いる世帯です。

※5 年収約910万円以上の世帯の方に対して、118,800円までの授業料を支援する「高校生等臨時支援金」があります。（令和7年度限り）

※6 補助上限額が学校の授業料や入学金を超える場合、超えた金額は支給されません。

- ① **就学支援金（国の制度）** …… 私立高等学校等に在学する生徒が、家庭の状況にかかわらず、安心して 勉学に打ち込めるよう、授業料を補助する制度です。
- ② **学費補助金（県の制度）** …… 私立高等学校等に在学する生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、入学金・授業料を補助する制度です。生徒・保護者等ともに県内在住、かつ県内設置（通信制の場合、本母校が県内設置）の私立高等学校等に通う生徒が対象となります。

授業料以外の教育費への補助制度

- ③ **神奈川県高校生等奨学給付金**… 授業料以外の教育費負担を軽減するための給付金制度です。（返還不要）

給付対象（申請年度の7月1日現在に次の要件をすべて満たす世帯）

- 保護者が県内在住であること。
- 私立の高等学校等に在学していること。
- 生活保護（生業扶助）を受けている世帯、または保護者等全員の県民税・市町村民税所得割額の合算額が0円（非課税）世帯であること。

※家計急変により、非課税相当となる世帯に対する給付があります。

支給単価

世帯区分		支給単価
生活保護（生業扶助）受給世帯		52,600円
住民税所得割 非課税世帯	全日制・定時制の学校	152,000円
	通信制の学校	52,100円

問合せ先 神奈川県 福祉子どもみらい局 子どもみらい部 私学振興課 助成グループ
電話 045-210-3793(直通)
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/jyosei/gakuhisien/index.html>



神奈川県 学費支援

検索

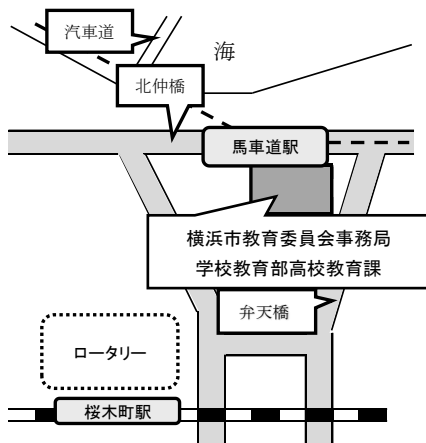
○ 神奈川県教育委員会案内図



神奈川県教育委員会
教育局指導部高校教育課
(入学者選抜・定員グループ)

横浜市中区日本大通り1
神奈川県庁 東庁舎 6階

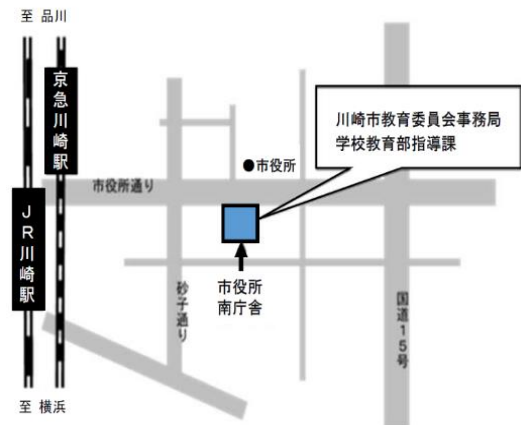
○ 横浜市教育委員会案内図



横浜市教育委員会事務局
学校教育部高校教育課

横浜市中区本町6丁目50番地の10
(新市庁舎14階)

○ 川崎市教育委員会案内図



川崎市教育委員会事務局
学校教育部指導課

川崎市川崎区宮本町1
(南庁舎7階)

問合せ先

神奈川県教育委員会教育局指導部高校教育課入学者選抜・定員グループ 電話(045)210-8084 (直通)

横浜市教育委員会事務局学校教育部高校教育課 電話(045)671-3272 (直通)

川崎市教育委員会事務局学校教育部指導課 電話(044)200-3243 (直通)

横須賀市教育委員会事務局学校教育部教育指導課 電話(046)822-8479 (直通)